

自己点検評価書  
(平成 24 年度)

横浜国立大学  
大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻

平成 25 年 1 月

## はじめに

学校教育法 109 条 1 項は「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（……「教育研究等」……）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

法科大学院制度が発足してから 5 年後に、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成 21 年 4 月)を公表した。その第 4 「質を重視した評価システムの構築」は、法科大学院教育の質の保証の観点から、入学者の質、修了者の質及び教育体制の確保の三つの事項が法科大学院認証評価における重点評価項目として定められるべきである、とした。

これを受けて、本学法科大学院は、平成 20 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受審したため、今年度も独立行政法人大学評価・学位授与機構の基準に則り、自己点検を実施した。

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、「法科大学院評価基準要綱」(平成 16 年 10 月(平成 22 年 9 月改定))の「基準及び解釈指針 11-1-1」において、「法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。」と規定し、解釈指針 11-1-1-1 において評価項目として 6 つの項目を定めた。

さらに、上記「基準及び解釈指針 11-2-1」は、「……法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果……が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。」と規定している。

本書は、上記の諸規定に従って作成し、公表するものである。

法科大学院設置から 9 年目となる現在、法科大学院に対する社会の目は日に日に厳しさを増しており、本学法曹実務専攻(法科大学院)も絶えず改善を図らなければ生き残れない状況になっている。本書が本学法科大学院の現状を広く社会に知らせる一助となり、かつ、本学法科大学院の教育活動等の改善に活用されることを切に願う。

本書が成るに当たっては、国経法系の教育研究高度化委員会(委員長=加藤峰夫教授、委員=池田龍彦教授、高橋健一郎教授、関ふ佐子准教授、内海朋子准教授)が国経法系内の関係諸委員会と緊密な連絡を取りつつ編集に当たった。また、その際、社会科学系事務部(総務係、法科大学院係)の多大な協力があったことも忘れることができない。本書完成にかかわった教職員各位の甚大な努力にこの場を借りて深謝する。

平成 25 年 1 月

国経法系委員長 根本洋一

## 目 次

現況及び特徴	1
目的	2
第1章 教育の理念及び目標	3
第2章 教育内容	7
第3章 教育方法	14
第4章 成績評価及び修了認定	19
第5章 教育内容等の改善措置	26
第6章 入学者選抜等	28
第7章 学生の支援体制	35
第8章 教員組織	40
第9章 管理運営等	45
第10章 施設、設備及び図書館等	47
第11章 自己点検及び評価等	49



# 現況及び特徴

## 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科  
法曹実務専攻
- (2) 所在地 神奈川県横浜市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 1 月 1 日現在）  
学生数：128 人  
教員数：21 人（うち実務家教員 5 人）

## 2 特徴

1 本学は、横浜の地にあり、その歴史と将来果たすべき役割とを踏まえて、「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」に富んだ教育を理念としている。この大学としての教育理念の下で、法科大学院（国際社会科学部研究科法曹実務専攻）においては、それを、法科大学院制度の 4 つの主旨、「実務への架橋」「専門的資質能力の習得」「先端的法領域の理解」「非法学部出身者・社会人への門戸の開放」と結びつけるという教育の理念及び目標の下で、複雑化する社会に積極的に貢献できる、以下のような法曹を養成することを特徴としている。そしてこの特色を教育内容だけではなく教育体系及び組織的連携を活用した体制によって実現する。

まず、本学が養成しようとする法曹像としては、①租税法務、国際企業法務などの分野で変転する社会経済環境に適応できる専門性と国際性を備えた法曹 ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹 ③企業・官庁内弁護士などの法曹、である。

2 そこで、大学の理念と本学法科大学院の目的・理念を実現するために、本学法科大学院では以下のような特徴ある教育体制に努めている。まず「実践性」という点では、地域連携型法科大学院として、横浜弁護士会との教育上の密接な連携によって、実現に努めてきた。横浜弁護士会との連携により、実務家専任教員、みなし専任教員、実務家非常勤講師の派遣について積極的な協力を得るのみならず、ローヤリング、法律相談等のフィールド・ワークについても同弁護士会による十分な協力の下での、「実践的」な教育の実施を可能としている。それは、「実務への架橋」という法科大学院の制度主旨との関連でも「実践的」である。

3 「開放性」という面では、平成 16 年の設置以来一貫して、非法学部出身者や社会人にも「広く門戸を開いた」

法科大学院とすることを維持している。

4 「国際性」、「先進性」に富んだ教育という面では、国際取引法分野などの先進的な国際企業法務に関して視野の広い知見に富んだ法曹を育成する教育にも力を入れ、知的財産法分野をはじめとする経済活動に関連する先進的法領域、通商法分野、さらには、租税法務等の領域に専門的知識を有する「先端的」な法曹の育成に努めている。法曹の原点である市民密着型法曹の養成にあっても「実務の先端」を意識した教育によって、競争の激化が予想される法曹界において先端に立つことができ、また、市民の法的需要に応えることのできる法曹を養成する。この点では横浜弁護士会との強固な教育的連携による地域性を踏まえた実務教育と徹底した少人数教育によりその実効性を高める教育が行われている。

5 さらに、基礎から応用への積み上げ方式の科目配置を行い、法曹養成の核となるコア科目を設定し、学年進行に応じた、法律基本科目、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目が配置され、最後の総合演習科目によって法理論と実務とを統合させ、「実務への架橋」をいっそう実際のなものとするのが目指されている。

6 次に、本学に特徴的な法曹を養成するため、展開・先端科目Ⅰ群には、独占禁止法、租税法や国際法などの租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、展開・先端科目Ⅱ群には、「実務の先端」を中心とする科目を配置した。これらによって、①租税法務に強い法曹、②国際企業法務に強い法曹、③市民密着型法曹を養成することを可能な体制としている。

7 非法学部出身者や社会人に「広く門戸を開く」ことから、1 年次には、少人数科目としての基本七法領域をカバーする Tutorial 科目を設置して、法律基礎知識の確認学習に配慮したカリキュラム編成をしている。

以上のような本学の教育の理念及び目標をはじめとして、前述した具体的なカリキュラムのあり方をも含めて、これらの内容については、法科大学院のホームページなどを通じて、教員・学生にはもちろんのこと、広く社会に対しても公表し、情報提供に努めている。

## 目的

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻（法科大学院）は、「実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、グローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的」としており、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務などの社会の様々な法的分野で質の高い法的サービスを提供することのできる、地域に根ざし世界に通じる法曹養成を目的としている。加えて、法曹としての強い責任感や倫理観の涵養、すなわち、人間への深い理解や地域・社会に貢献するという確固たる使命感と強い気概を持った、「人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ」法曹の育成という視点も重視している。すなわち、本学法科大学院は、より高度で専門的な教育を行うとともに、豊かな人間性と国際性を備えながら幅広く活躍し、地域に貢献できる「一人ひとりの専門知識や多様なバックボーンを活かした豊かな」法曹養成もその目的として掲げているのである。

上記の目的を達成する上で、次の3点は、重要な意味を有している。まず、もともと、本学法科大学院は、国際経済法学研究科という学部を持たない独立研究科を起源とする法学研究組織の継承発展の上に設置されている。現在においても、本学法科大学院は、国際社会科学研究所の中に、経済学専攻、経営学専攻、国際関係法専攻と並んで設置され、社会科学系の総合大学院の一専攻という位置づけとなっている。学部のない法科大学院として、ロースクールの趣旨に相応しい、多様なバックボーンを持った学生が集う法科大学院としての姿を比較的明瞭に示している。また、神奈川県内の法曹養成に責任を持つ法科大学院として、法学未修者の志願者動向が大きく変化しつつある現在においても未修者定員20人を維持し、非法学部出身者や社会人へ門戸を開いていることは上記の教育目的に沿うものであると考える。さらに、グローバル人材を養成すべく、国際・比較を銘打った科目も多く、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が充実している。

また、1学年40人の学生に対して21人の専任教員による、充実した少人数教育が実施されていることも、豊かな人間性を備えた法曹人材の養成という目的にとっては欠くべからざる要素である。これによって、行き届いた双方向的・多方向的授業が展開され、柔軟な法的思考能力や問題解決能力が鍛えられるばかりでなく、教員と学生との距離が近いことから、密度の濃い人間関係が成り立ち、ひいては社会正義を実現するという法曹として倫理観、地域・社会に貢献するという使命感の育成に大いに役立つものと考えている。

さらに、横浜弁護士会との強い連携、全面的な協力関係も上記の目的を達成するために不可欠な要素である。このことにより、専任の実務家教員や現役弁護士の非常勤講師としての派遣が可能になり、実務基礎科目を中心とした授業科目の充実、研究者教員との協同による授業の実施、会を挙げての教材開発に係るバックアップ体制の構築、さらには、エクスターンシップ学生の受け入れ、地域の裁判所・検察庁等関連施設の見学と学習機会の確保等による現役弁護士との直接的な交流を通じての学生のキャリア意識の醸成など、地域に根ざした高度な実務教育を日常的に実現していく体制の構築が可能になっている。

## 第1章 教育の理念及び目標

### 1. 教育の理念および目標

本学法科大学院の教育理念及び目標としては、横浜国立大学の教育理念である、「実践性、先進性、開放性、国際性に富んだ教育」を前提として、「国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的」とすることが、横浜国立大学大学院学則別表の中に明確に記載されている。

貿易や取引の盛んな港町であるとともに、東京に次ぐ人口を抱え、国際都市でもある横浜の特性を踏まえ、「今後ますますグローバル化し、複雑化・多様化する諸問題に対応できる、専門性の高い法曹を世に送り出す」ことを人材育成の大きな柱に掲げていることは、本学ウェブサイトでも「法科大学院3つの特徴」として明示している。

他方、本学法科大学院は、神奈川県唯一の国立大学の法科大学院として、「法的弱者や一般市民の保護の役割を担う、法治国家における重要な存在」である「在野法曹」の養成という地に足をつけた目的も担っている（履修案内「はじめに」など参照）。そして、「人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ」法曹を養成するという教育理念・目標を設定している。

以上の教育理念及び目標を踏まえて、本学法科大学院では、①租税法務、国際企業法務に強い法曹 ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹 ③企業や公的機関で活躍できる法曹 ④グローバル人材として、専門性と国際性を備えた質の高い法曹などの人材養成を具体的な教育の理念及び目標として掲げている。総合すれば、人に寄り添う豊かな人間性を備えた視野の広い国際的な知見に富んだ法曹実務家や、経済活動に関連する法領域に専門知識を有する法曹実務家の育成という人材養成目標が明確に設定されている。

なお、横浜国立大学国際社会科学府は、この4月から、横浜国立大学国際社会科学府・研究院に改組されることとなった。これに向けて、設置審に昨年提出した「横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画」では、「新設研究科等において養成する人材像」として、法科大学院については、「国際社会科学府の掲げる実践性、国際性、融合性の法曹教育を展開できるように教育課程を編成することで、実践的な実務法務と、東アジア・東南アジア等へのグローバル化に対応できる国際性と専門性を兼ね備えた法曹実務家を育成する」と宣言している。新たに、東アジア・東南アジアとの連携が付加されたが、基本的にはこれまでの方針を大きく変えるものではない。

以上の本学法科大学院の教育理念及び目標は、本学大学院学則別表第4、本学ウェブサイト、学生募集要項等を通じて本学法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く公表されている。また、例年7月、8月、9月の3回開催される法科大学院説明会（8月は、オープンキャンパスの一環として開催される）においても、教育の理念や入学者受け入れ方針、本学法科大学院の特色などについては丁寧に説明している。

本学法科大学院では、上述の教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、段階的なカリキュラム・学習体系をとっている。まず、開講科目は、コア科目としての法律基本科目、Tutorial科目、法律実務基礎科目、総合演習科目と本専攻の特色である展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群、並びに基礎法学・隣接科目とに分けることができる。法律基本科目に属する科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に細分される。

段階的なカリキュラム・学習体系とは、第1段階で、法律基本科目に関する基礎的な法律知識の修得のために「双方向型講義」を行い、第2段階の具体的な事案への法適用

を取り扱う「演習科目」に繋げ、第3段階では、確実な法的知識と解釈能力を前提とした実践的な能力を身につけるための「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」へと至り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成が目指される。



出典：本学ウェブサイト：カリキュラム

さらに、展開・先端科目では、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務に適合した授業科目を用意している。Ⅰ群には、租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、租税法総論、知的財産法Ⅰ、国際法Ⅰ、国際私法総論などを配置している。Ⅱ群には、市民密着型法務に関する科目を配置し、執行・保全法、倒産法Ⅰなどのほか、横浜弁護士会の第一線の弁護士である非常勤講師が主として担当する、実務登記法、実務消費者法、実務高齢者・障害者問題などの実務関連科目を設置している。

また、横浜弁護士会との連携を通じて、倫理指導（法曹倫理Ⅰ）、神奈川県内の法律事務所における実習科目（ローヤリング）なども行っている。とりわけローヤリングでは、学生と受入弁護士との間に人間的な信頼関係が築かれ、横浜で弁護士として働くことの意味や心構えも伝授され、学生にとっては得がたい実習の場となっている。

カリキュラム改正により、平成25年度からは、①法学未修者の導入科目として法学原論を新設し、②Tutorial（1単位、選択必修科目）を増やして8科目とし、基本七法領域をカバーすると同時に、③従来2年次配当科目であった行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を、1年次の開講科目に改め、基礎力の定着と初年次に履修させる法律基本科目の充実強化を図る。

以上の教育課程を通じて、本学法科大学院の教育理念・目標が達成されるとともに、授業科目に関する成績評価を厳格に実施している。また、上級の科目を履修するのに必要な科目が指定されており、厳密な段階的学習が規定されていた。しかし、平成20年に実施された認証評価では、本学法科大学院では進級制が実施されていないことが指摘された。このため、平成22年度未修者から進級制度を導入し、各年次における教育目標の到達度を図る体制に改めた（履修案内参照）。この進級制を前提として、修了認定は、以前にも増して、厳格な成績評価を行った各科目の蓄積結果に基づいて行われる。

修了者の進路及び活動状況は、平成24年度までの修了生279人のうち、本学が進路を把握している司法試験合格者は98人、その合格率は37.28%である（在学中に、(旧)司



法試験に合格した者を除く)。司法試験合格者は、主に神奈川県を中心とした法律事務所、企業の法務担当部署、裁判所や検察庁などで活躍している。法曹資格取得者以外の者の進路としては、裁判所職員、神奈川県内等の法務部門等が挙げられる。

地元の横浜弁護士会に会員登録をした修了弁護士は、その数のみならず、将来有為な人材として広く地域への貢献を果たしている。

●司法試験の合格状況、修了生の進路、都道府県別弁護士登録者数●

修了生の進路状況

区 分		人数
司法試験 合格者	裁判官	1
	検察官	3
	弁護士	81
	司法修習	11
	法曹職以外に就職	2
	計	98
司法試験 未合格者	就職（一般企業）	5
	就職（裁判所職員）	3
	就職（社会福祉法人）	1
	主婦	1
	博士課程後期進学	1
	司法試験受験準備 （科目等履修生として 本学在籍）	35
計	46	
合計		144

都道府県別弁護士登録者数

都道府県	人数
青森県	1
秋田県	1
群馬県	1
埼玉県	3
千葉県	3
東京都	30
神奈川県	30
山梨県	1
静岡県	2
富山県	1
岐阜県	1
京都府	1
島根県	1
山口県	1
香川県	1
福岡県	1
熊本県	1
鹿児島県	1
計	81

※本学で把握しているもののみ記載した。

## 2. 特長及び課題

以上のことから、本学法科大学院は、グローバル人材を養成しながらも、地域連携型の法科大学院であるという特色がある。神奈川県に設置された唯一の国立大学の法科大学院として、地域に根ざした法曹養成を継続的かつ安定的に担うべき責務を負っていると考えられる。そのために、横浜弁護士会との強固な教育連携、少人数教育、教員担任制（アカデミック・アドバイス活動）などを通じて、学生同士、学生と教員間相互の人間的な接触の機会を増やし、人間性豊かな法曹養成を目指していると言えよう。

しかし、問題点もある。本学法科大学院は、法学未修者の割合が大きい法科大学院として、当初は法学未修者・既修者とも、それぞれで見たときの新司法試験の累積合格率が高かったが、現在は漸減傾向にある。このような、法学未修者・既修者別合格率の高さが認知されなかったことは、残念である。また、平成 25 年度入試では、国際社会科学部研究科改組と重なったこともあり、B 日程入試を残して、初めて入学者が入学定員に満たないおそれが生じている。純粋な法学未修者の法曹への夢を実現させながらも、法学既修コース受験者にとっても魅力ある法科大学院であることをアピールして、率としての合格実績を上げることが必要である。カリキュラムや入試制度の改革は進んでおり、それらの適切な実施がなされなければならない。

## 第2章 教育内容

### 1. 教育内容

本学法科大学院は基礎になる学部を有しない全国でもユニークな法科大学院（履修案内「はじめに」など参照）であり、当初から他大学出身者や非法学部出身者、社会人に広く開かれた存在である。他方、一定水準以上の法学的知識と素養を備えた者については、法学既修者コース入学試験を行い、他大学法学部出身者、本学経済学部経済システム学科法と経済コース卒業生などに門戸を開いている。

以上のような前提の下、教育課程は次のように編成されている。

開講される科目は、コア科目としての法律基本科目、Tutorial 科目、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目と、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 I 群・II 群に分けられる。法律基本科目に属する科目は、さらに公法系科目、民事系科目、刑事系科目に分けられる（前述のように、これらの科目編成は、平成 25 年 4 月に改正される）。

法律基本科目、Tutorial 科目の科目は本学法科大学院に所属する専任教員が主に担当する。法律実務基礎科目は、本学法科大学院に所属する実務家専任教員や客員教授、非常勤講師が担当する。法律実務基礎（総合演習）科目は、実体法及び手続法を専攻する研究者教員、実務家教員（一部非常勤を含む）が合同で担当することにより、理論と実務の統合を目指す法科大学院における法学教育を完成させる科目となる。なお、法学既修者コース入学試験合格者は、憲法、民法、刑法の双方向講義科目すべてが履修済と扱われる。

基礎法学・隣接科目には、基礎法学科目と、隣接科目として主に政治学系の科目を配置している。展開・先端科目 I 群には、社会保障法、労働関係法などを配置している。横浜弁護士会の第一線の弁護士である非常勤講師が主として担当する、実務ジェンダー法、医療過誤などの実務関連科目を多く設置している。

以上の教育課程を通じて、段階的学習による、法曹に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。第 1 段階では相当数の双方向型講義を主として、基本知識や判例・学説の修得に努めさせ、第 2 段階では演習によって得た知識等の運用をさせ、併せて知識等の不十分な点を自覚させ再学習させる一方、実務関連科目も徐々に重要部分を学ばせる。第 3 段階では、理論と実務の統合を目指した発展的演習を行うとともに、より実務的な科目を修得させ、実務での適切な応用能力を体得させる。以上のことにより、体系的な学習システムとなっている。

#### ●平成 24 年度履修案内抜粋「段階的学習・科目群・資質の対照表」●

学習レベル	第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階	
科目群 (履修単位数)	法律基本科目				実務基礎科目 (必修12単位)	総合演習科目 (必修8単位)
	双方向型講義科目 (必修40単位)		演習科目 (必修・選択必修 12単位以上)			
年次	← 1 年	→	← 2 年	→	← 3 年	→
修得される 資質	専門的 法知識 法的 思考力 説得・交渉 能力 法実務 能力 法曹倫理 観 総合的 資質					

このような履修システムは、平成 25 年度から一部変更される。社会人や他学部出身者などの法学未修者の段階的学修も配慮して、法律基本科目として法学原論を加えるほか、Tutorial 科目を、憲法、行政法、民法（財産法、家族法）、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野で 8 科目開設して法律基本科目に移行し、4 単位修得を求める選択必修科目とする。これは、各自の苦手科目や履修が不十分と思われる科目の選択的学修を推奨し、基礎力の定着と充実強化を図るものである。他方、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を 1 年次に開講科目とし、法学既修者コース入学試験に合格した者には、これらの科目と、本年度までと同様に、憲法、民法、刑法の双方向講義科目すべてを履修済とするよう、既に法学学習が進んだ者にもより対応させる。

法律基本科目としては、双方向型講義科目として、憲法に関する科目 2 科目、行政法に関する科目 2 科目、民法に関する科目 7 科目、民事訴訟法に関する科目 1 科目（4 単位）、商法に関する科目 2 科目、刑事法基礎に関する科目 1 科目、刑法に関する科目 2 科目、民事訴訟法に関する科目 1 科目（4 単位）を開設している。これらの科目は、法曹を目指す以上、誰にも必要な基礎的な法律科目についての基本的な知識を身に付けさせることを目的としており、必修科目とされている。憲法以下の科目は、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（法科大学院協会）に準拠する内容である。

次に、必修科目として、公法演習 2 科目、民事訴訟法演習 1 科目、刑法演習 1 科目、選択必修科目として、民法演習科目 3 科目（うち 2 科目の履修を要する）を設けている。これらは、双方向・多方向の議論により、双方向型講義科目により得られた知識を定着させるとともに、その応用能力を涵養するための科目である。

基本的知識の定着ないし深化を図るために Tutorial 科目を法律基本科目として開設している。これらの科目は、選択科目として、学生が更なる学修を望む分野の学修を深めたり、様々な理由で学修が足りないと感じる分野の基礎学力を補完する際に履修したりすることが期待されており、原則として少人数教育で実施している。4 単位までを修了単位に組み入れることができるが、多くの学生は上限いっぱいまで履修している。

法律実務基礎科目としては、法律文献情報、法曹倫理 I・II などの 15 科目を開設しており、実務への導入教育となっている。これらの科目の多くは横浜弁護士会所属の実務家専任教員によって担われている。また、本学法科大学院では、上級の演習科目は、法律基本科目としての演習科目とは別建ての総合演習科目としている。ここには、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習 I・II を配置しており、いずれも実体法の研究者と訴訟法の研究者、研究者教員と実務家教員といったように、異なった背景を有する教員が合同で担当し、最終的な仕上げの教育を行っている。

基礎法学・隣接科目としては、基礎法学、政治学などを開設している。これらの科目は、法科大学院で主として学ぶ日本の実定法を支える制度や環境についても広く学ぶとともに、人間や社会への理解や洞察を深める科目である。

展開・先端科目は I 群、II 群に分けて開設している。I 群には、租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、II 群には、市民密着型法務に関する科目を配置しており、横浜弁護士会所属の弁護士が非常勤講師による科目が相当数を占める。

なお、平成 25 年度のカリキュラム改正では、特に、展開・先端科目の整理・見直しを

図った。現在のカリキュラムにおいては、新司法試験選択科目に履修が集中し、法科大学院修了生が広範なバックグラウンドを獲得することを阻害している面があったため、新司法試験選択科目についてはⅠ群に固め、研究者教員によるそれ以外の科目をⅡ群、実務家による実務関連科目をⅢ群とした上で、Ⅱ・Ⅲ群からも8単位の履修を修了要件とした（Ⅰ群については4単位以上）。

法律基本科目のうち、公法系科目としては、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、公法演習Ⅰ・Ⅱ（それぞれ、憲法中心の科目と行政法中心の科目）の6科目を必修科目として開講している。また、憲法裁判演習を選択科目として開講している。民事系科目としては、民法Ⅰ～Ⅶ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法（4単位）、民事訴訟法演習を必修科目として開講しているほか、民法演習Ⅰ～Ⅲを選択必修科目として、商法Ⅲを選択科目として開講している。刑事系科目としては、刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法（4単位）、刑法演習の5科目を開講しており、いずれも必修科目である。

Tutorial科目は選択科目として開講している。科目としては、TutorialⅠ、TutorialⅡa、TutorialⅡb、TutorialⅡc、TutorialⅢ、TutorialⅣ、TutorialⅤが現在の開講科目である。

法律実務基礎科目としては、法律文献情報、法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習、商事実務演習、刑事実務演習、実務民事訴訟演習、実務刑事訴訟演習、ローヤリング、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事要件事実・事実認定論、English Legal Writing、法律相談、裁判員制度と刑事訴訟の15科目を開講しており、実務への導入教育となっている。

総合演習科目には、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱの4科目を開講しており、いずれも当該分野を専門とする複数の研究者教員と実務家教員が合同で担当し、基本科目に関する最終的な仕上げの教育の役割を担っている。

基礎法学・隣接科目としては、基礎法学の分野から、基礎法学、アメリカ法、中国法、EU法、比較憲法の5科目、隣接科目の分野から、法医学、政治学、行政学、開発協力論の5科目の合計9科目を開講している。本学では、平成6年（1994年）に大学院国際開発研究科が設立され、これが平成11年（1999年）に大学院国際社会科学研究所博士課程後期国際開発専攻となり、平成24年（2012年）4月まで専攻としての学生募集を続けていた歴史があることから、開発協力論というユニークな科目も開講されているのである。

展開・先端科目は、前述のようにⅠ群、Ⅱ群に分けて開講している。

Ⅰ群では、まず、租税法に関する科目として租税法総論、所得税法、法人税法、地方税法を、国際企業法務に関連した科目として、国際法Ⅰ・Ⅱ、国際経済法、国際私法総論、国際私法各論、国際取引法を開講している。さらに、Ⅰ群では、知的財産法に関する科目として、労働法に関する科目として労使関係法Ⅰ・Ⅱのほか、独占禁止法、環境法、社会保障法を開講している。Ⅱ群では、倒産法Ⅰ・Ⅱ、執行・保全法、実務登記法、実務ジェンダーと法、実務高齢者・障害者問題、実務少年法、実務破産管財業務、実務消費者法、医療過誤を開講している。これらによって、

- ①租税法務、国際企業法務に強い法曹
- ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹
- ③企業や公的機関で活躍できる法曹

④グローバル人材として、専門性と国際性を備えた質の高い実務法曹のどのタイプのいずれをも養成することができる体制となっているのである。

責任指導教員（法曹実務専攻の研究者教員）の指導の下、学生が論文執筆を目的とする科目として、リサーチペーパー（2単位）を開講している（同科目は修了要件には算入しない）。これは、自ら資料を収集して思考を重ねることにより、研究成果をまとめる訓練をすることを目的とする科目である。

法律基本科目のうち、双方向型講義科目である、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅶ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法の講義科目18科目38単位は、法曹養成のための基本的な科目であるため、必修科目である（民事訴訟法、刑事訴訟法は4単位科目である）。このうち、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅶ、刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱの12科目24単位については、法学未修者1年次科目として早期の学修を求め、法学既修者と認定された者はこれらを履修したものとみなしている。これら以外の6科目16単位は未修者2年次（既修者1年次）ですべて修得させる。標準単位数を超えた必修科目又は選択必修科目の数は、基準の8単位に収まっている。

Tutorial科目は選択科目としている。学修の途上で相対的に不得意な科目の学修のため、比較的少人数のクラス規模で開講している。

2年次・3年次に配当される科目の多くは、双方向・多方向型の演習形式の授業である。公法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習、刑法演習の4科目8単位は必修としている。民法演習Ⅰ～Ⅲについては選択必修科目とし、このうち4単位の履修を求めている。なお、演習科目のほとんどは、2年次に履修させるが、一部の科目（行政訴訟法中心の公法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ、民事訴訟法演習）は、3年次春学期に開講している。

実務への導入教育という性格を有する法律実務基礎科目では、リテラシー科目である法律文献情報と、法曹としての倫理観・責任感を涵養する法曹倫理Ⅰを1年次での必修科目としている。そして、民事要件事実・事実認定論、事例教材を用いた民事実務演習及び刑事実務演習を2年次、法曹倫理Ⅱを3年次の必修科目として、段階的に実務科目の学修を深めていく。これ以外の科目は選択科目として開講している。これらを修得させることにより、実習的な科目、模擬裁判、実務文書を扱う科目などを履修させることとなる。なお、総合演習科目の4科目（8単位）はいずれも必修科目である。

基礎法学・隣接科目は、人間や社会への理解や洞察を深めて視野の広い法曹を育成することを重視した科目であり、上述の科目を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためには4単位以上の修得が必要である。いずれも1年次科目である。

展開・先端科目では、Ⅰ群とⅡ群とで12単位を履修しなければならない。学年進行としては、租税法総論、国際法Ⅰ、社会保障法、実務登記法、実務ジェンダーと法などが1年次科目であり、多くは未修者2年次・既修者1年次科目である（倒産法Ⅰ・Ⅱなど、ごく一部の科目が未修者3年次・既修者2年次科目である）。

なお、特に法曹実務基礎科目に関しては、下記の通りである。

「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」として、法曹倫

理Ⅰ・Ⅱの2科目2単位を必修科目として開講している。「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」として、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論の2科目4単位を必修科目として開講している。「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」として、刑事実務演習の2単位を必修科目としている。

これ以外の科目として、以下の科目を選択科目として開講している。これらは、いずれも法学未修1年次(法学既修2年次)に法曹倫理Ⅰを履修した翌年以降に履修することができる。「模擬裁判」として、民事模擬裁判、刑事模擬裁判の2科目3単位を開講している。「クリニック」として、法律相談の1科目1単位を開講している。また、「エクスターンシップ」として、ローヤリングの1科目1単位を開講している。

「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」は単独では開講されていないものの、公法総合演習では、弁護士教員2人(うち1人は元裁判官)の参加を得て、講義においても行政訴訟実務の解説及び具体的事案に即した小テストを行い、公法系訴訟実務に携わるための必要な基礎力、応用能力を養う内容となっている。

総合演習科目に配置している公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ(各2単位、必修科目)も内容的には法律実務基礎科目に相当する。例えば、民事法総合演習については、実務家専任教員も関与し、教材も横浜弁護士会作成のものを用いるなど、実務的な内容となっている。

「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」は、上記の通り、独立の授業科目として開講している。また、憲法Ⅱでは裁判官弾劾例などが講義されるなど、他の科目でも法曹倫理に留意した教育がなされている。「法情報調査」に関する科目としては、1年次の春学期の冒頭を開講される法律文献情報がある。これは、法科大学院における学修を始めるにあたって、必須の基礎的・技術的知識を得るための講義である。「法文書作成」については民事実務演習、実務民事訴訟法演習、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱなどの必修科目、選択必修科目において確実に指導が行われているほか、国際売買契約書の作成を重点的に扱う選択必修科目「涉外弁護士実務」を開講している。

以上の科目は法律実務基礎科目として開講しているが、これらの授業内容を定めそれを実施するに際しては、実務家教員のみならず、研究者教員も関与している。例えば、総合演習などでは、授業内容・方法の決定や授業実施について、シラバスの作成から学期末に至るまで実務家教員と研究者教員とが綿密に協議・関与しながら授業を遂行している。また、模擬裁判は公開授業であり、研究者教員がこれを見学し、授業後に感想を述べている。さらに、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻規則では、「客員教授等は、授業内容及び教育方法の改善のため、FDについて検討する委員会に参加できるものとする。」と定めており、実務家教員が、授業内容や教育方法の改善のためにFD委員会やFD会議に出席することも認めており、相互の協力体制を担保している。

なお、横浜弁護士会の全面的な協力の一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、1人につき同弁護士会所属のバックアップ・チームが付いおり、法律実務基礎科目では充実した教材が作成されている。

開講時期・開講時間帯については下記の状況である。

春学期及び秋学期の通常の授業期間中に実施している科目に関しては、期末試験のほかに90分授業を15回行うことをもって2単位としている。

2単位の授業は1週間に1回行われるのが通常である。しかし、中には、学期を通して1週間に2回の授業を隔週で行う2単位の授業科目（公法総合演習など）、1週間に1回の授業を8回行う1単位の授業科目（実務民事裁判論など）もある。但し、民事訴訟法と刑事訴訟法については、1週間に2回の授業を毎週行う4単位の授業科目として開講される。

なお、科目によっては、夏季、冬季、学年末の休業期間中にも、主に集中講義の形で授業を行っているが、休業期間中に開講している授業科目の単位数も大学設置基準のとおりである。これらは、例えば、

- ①法律文献情報のように、1年次開講前に履修させることが重要な科目
- ②Tutorialのように、学生の学修の進度に応じて履修されるべき科目
- ③集中講義方式が有効な法律相談
- ④休業期間中に学修するのが適している展開・先端科目Ⅱ群、一部の基礎法学・隣接科目の科目

などであり、法律基本科目は開講していない。

集中講義については特定の時期に集中しないように配慮している。実施の時期は夏季、冬季、学年末に分散しており、事前に開講時期が示され、事前事後の学習時間が確保されている。また、期末試験を実施する科目については、試験準備期間を考慮して試験日を設定し、十分な学習ができ、単位の充実に背かないよう配慮している。

授業を諸般の事情により休講にした場合は、学生に補講の通知を行い、補講により補っている。全学的にも、月に1週ずつ補講期間がある。

## 2. 特長及び課題

以上のことから、まず、本学法科大学院では、十分な数の基本的法律科目がバランスよく開講されており、その履修により基礎的法律知識を身に付けることができると言える。法学未修者2年次（法学既修者1年次）に開講される演習科目も、ほぼ全てを必修科目として、十分な数が開設されている。そして、法律実務基礎科目6科目、総合演習科目3科目の必修科目で、仕上げの教育を行っている。このように、段階的学習を明確に意識した教育課程を編成しており、いわゆる完全未修者から法学既修者までに柔軟に対応している。にも拘らず、修了必要単位数は適正なレベルに抑えられており、全体が総合的に考えられている。

このほかにも多くの利点がある。個々の学生の履修状況に対応するため、既修者認定制度がある。また、少人数科目であるTutorial科目を開設し、各自が苦手とする科目の学修に寄与するようにしている。他方、学修が研究に値するレベルに至った学生は、将来の博士課程進学も見通して、リサーチペーパーの履修が可能である。

法曹としての責任感や倫理観を涵養するため、法曹倫理に関する授業科目が法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱとして、独立して開講している。このほか、1年次はじめに法律文献情報を開講し、法学に関する資料や文献の調べ方などについて学修している。また、模擬裁判や法律相談などの実践的な科目も置いている。そして、多くの科目において研究者



教員と実務家教員との共同で授業を行っている。これにより、学生は、理論と実務とが  
いかに架橋されるべきかを理解することが可能となっている。また、展開・先端科目Ⅱ  
群でも、弁護士等の非常勤教員により多くの実務的な科目を開講している。

基礎法学・隣接科目にも展開・先端科目にも十分な数の科目を開講しており、そのい  
ずれもが選択必修科目であることが言える。展開・先端科目の中では、本学法律系の伝統  
から、租税法、知的財産法、国際法の各分野が特に充実している。

しかし、課題もある。本学法科大学院では現在まで、行政法を専門とする実務家専任  
教員がいないため、公法系の訴訟実務を表題とする科目は開設していない点である。実  
際に、民事法、刑事法に加えて公法系の実務家専任教員を採用することには、残念なが  
ら困難があると思われる。しかし、公法総合演習には客員教授及び非常勤講師の実務家  
教員が参加しており、この点は相当程度補われている。また、「クリニック」科目として  
は法律相談があるものの、実際の刑事事件、訴訟事件等を継続して学習するような科目  
が設置できていない。このほか、他法科大学院との間で単位互換制度は発足したもの、  
利用者が少なく、特に本学法科大学院開設科目の他法科大学院学生の受講が極めて少な  
いことは、制度の活用促進策、もしくは制度そのものの改善を要しよう。

## 第3章 教育方法

### 1. 授業を行う学生数

本学法科大学院においては、少人数教育（1学年の定員は40人。以前は50人であったが、縮小した）を一つの特色としており、法律基本科目中の双方向型講義科目については、1クラスのみを開講であるが、法律基本科目の中の演習科目及び総合演習科目のほぼ全てと、法律実務基礎科目の中のいくつかの科目（具体的には履修案内参照）については、1学年の学生をさらに2つに分けて2クラスで開講している。その場合のクラス規模は20人程度であり、過去の例外的なものを含めても全て30人以下である（再履修者を含む）。

比較的規模の大きなクラスとしては、未修者と既修者が1クラスで学ぶ若干の必修科目（これには、同年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、法律文献情報、法曹倫理Ⅰがあり、異年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、行政法Ⅰ・Ⅱ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事要件事実・事実認定論がある）があるが、これらの科目でも、実際のクラス規模は40人程度である（再履修者を含む）。よって、すべての授業科目でクラス規模は数人から40人程度となっており、適正な規模を維持している。50人以上の学生に対して1クラスで授業を行っているものはない。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群は、国際関係法専攻の学生も履修することができ、また、展開・先端科目Ⅰ群及びⅡ群の科目では、他大学大学院、本学大学院の他研究科、国際社会科学研究所の他専攻（国際関係法専攻を除く）所属の学生への履修を認めている（横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻規則参照）が、これには正規学生の教育に支障がない限りのものである。科目等履修生に関しても各授業科目の収容人数等を考慮して選考している。しかし、このような学生はごくわずかであり、1クラスの受講者数は最大でも40人程度と、適正な規模を維持している。

### 2. 授業の方法

法律基本科目、展開・先端科目に属する多くの科目においては、予め配布された教材、指定された教科書の該当箇所につき学生が予習していることを前提に、それらに関連した基礎的知識を質問により確認しつつ、具体的な事例をも検討するという方法で授業を行っている。

法学未修者1年次においては、相当数の法学初学者が毎年受講しているので、同一時間内でも講義形式を適宜併用することによって、最大限の学修効果を得られるように配慮している。演習科目、総合演習科目においては、より複雑な事例問題について学生に予め、又は、その場で作成・提出させた書面を基に双方向・多方向の議論を行いつつ授業を進め、これを通じて、批判的検討能力等、法曹として必要な能力を育成することを目指している。

授業時間割については、各年次とも1日当たり2コマを標準として必修科目或いは必修性の高い選択必修科目を配置しており、予復習のための自習時間を十分に確保することができる。期末試験は14回の授業後に実施している。結果、演習・講義・試験がトータルで15回行われている。また、実務的な演習科目や民事・刑事の模擬裁判、法曹倫理Ⅱなどにおいては、教材として具体的な事件記録に基づく記録を用いつつ、法曹倫理Ⅰ、ローヤリングにおいては、実地見学、実地研修を行い、法律相談では、弁護士教員の指導の下、実際の事件に向き合う機会を設けることにより、当該科目の目的を達成している。

なお、ローヤリングにおいては、

- ①担当教員が事前に研修先実務指導者に説明会を実施し、
- ②実施初日に担当教員が参加学生に対してガイダンスを行い、
- ③実施中、担当教員は実務指導者及び参加学生と連絡を取り、
- ④最終日には担当教員と参加学生が全体討論会をもち、学習の深化を図っている。

法律相談ともども、参加学生に対しては、守秘義務等に関する誓約書を法曹実務専攻長宛と指導弁護士宛に提出させている。成績評価については、指導弁護士からの報告に基づき、担当教員が責任を持って行っている。参加学生が研修先等から報酬を受け取ることはない。

#### ●横浜国立大学大学院国際社会科学部法曹実務専攻規則第14条●

(学生の守秘義務等)

第14条 法律相談、ローヤリングを履修する学生は、別に定める法律相談実施要項、ローヤリング心得の守秘義務等を遵守しなければならない。

2 前項の守秘義務等に違反した学生は、横浜国立大学学則第61条により懲戒の対象とする。

#### ●横浜国立大学大学学則第61条●

(懲戒)

第61条 学長は、教育上必要があると認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めるときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### ●「ローヤリング」受講予定者のみなさんへ●

- 1 今回の研修は学内ではなく一般社会の中で行われるのであるから、そのことをよく自覚し、一般的な常識と礼儀をわきまえた行動をすること。
- 2 服装や髪型は研修の場にふさわしいものとする。
- 3 時間を厳守し、無断で遅刻、早退及び欠席をしないこと。
- 4 研修時間中は携帯電話の電源を切り（又は、マナーモードに設定し）、着信音等が鳴らないようにしておくこと。
- 5 研修に当たっては指導担当弁護士の指示に従い、事務職員等に対しても失礼のない態度を心掛けること。
- 6 記録は指導担当弁護士の許可を受けない限り閲覧等をせず、許可を受けた場合でも、記録の取扱いは特に慎重に行い、コピーや持ち出しはしないこと。
- 7 法律相談等に同席する場合は、指導担当弁護士の許可なく発言せず、また、不適切な態度で相手の感情を害したり、指導担当弁護士の信用を傷つけたりすることがないように特に注意すること。
- 8 自己と依頼者その他の事件の関係者との間に特別な関係があることが判明した場合には、直ちにその旨を担当弁護士に申し出て、当該事件に関わる研修を中止すること。
- 9 研修中又は研修後に依頼者その他事件の関係者と個人的な接触はしないこと。
- 10 相談者や相手方の住所・氏名、相談内容等研修中に知った秘密については、研修中はもちろんのこと、研修後も絶対に他に漏らさないこと。
- 11 法律事務所における研修は、法曹実務専攻における教育の一環として実施されるものであり、学生から指導担当弁護士やその他の依頼者等に対し、賃金や報酬等の請求することができないこと。
- 12 研修中に誓約書及び注意事項に反する行為がなされた場合、直ちにその研修を打ち切られることがあること。

次に、授業計画はシラバスにより予め学生に周知されている。シラバスにおいてはそれ以外にも、「授業の目的」「履修目標・到達目標」「授業方法」「成績評価の基準」「教科書」「参考書」「履修条件及び関連科目」の諸情報が、授業科目ごとに記載され、周知されている。成績評価の基準はシラバスのほかに、履修細目、さらに、学期末の試験前に別途、学生に書面によって開示している。

授業時間外における学生による自主的な学習を効果的に行うために、以下のような工夫を行っている。

- ①授業時間割については、各年次とも1日当たり2コマを標準に必修科目或いは必修性の高い選択必修科目が配置されており、予復習のための自習時間を十分に確保させる。
- ②教科書については、各分野における定評のある基本書を採用し、補助教材についても定評のある判例集や各教員によって作成されたレジュメを使用している。
- ③各授業においては、予め教材を配布し、次回予習の範囲を予告し、さらに、復習に際して留意すべき事項なども指示している。
- ④自習室には、各学生に固定机が用意され、365日・24時間利用でき、無線LANを通じて各種データベースを利用することができる。また、図書資料は本学附属図書館、並びに法学資料室に備えられている（開館・開室時間については、本学ウェブサイト参照）。
- ⑤その他、授業の効果を十分に上げられるよう、オフィス・アワーなどのサポート体制を整えている。また、横浜弁護士会のバックアップ・チームも充実している。

●サポート体制●

**法科大学院係**

法科大学院係は、学生の日々の学習をサポートします。些細なことでも気軽に窓口で相談できます。

**オフィス・アワー**

オフィス・アワーとは、生活・学習・進路面における学生からの質問や疑問に研究者教員・実務家教員が応じる制度であり、各教員に気軽に相談することができます。積極的に活用してください。

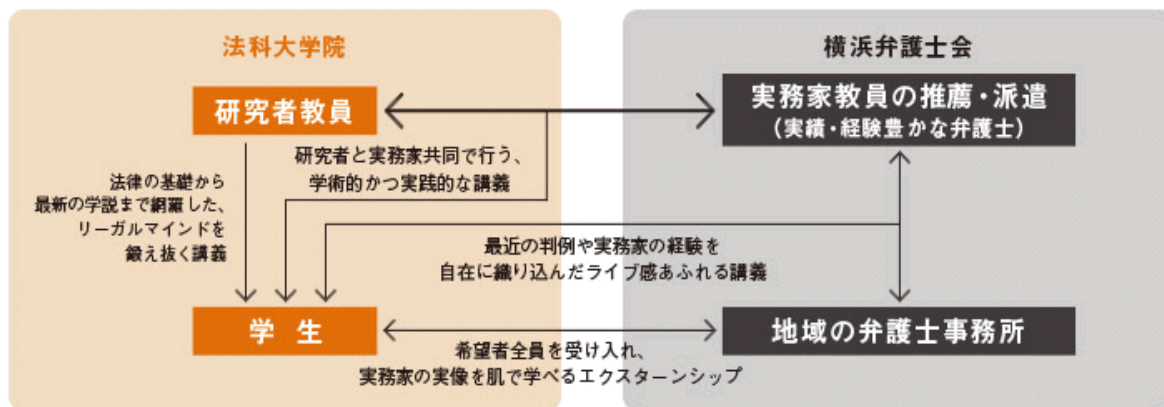
**アカデミック・アドバイス**

教員3人のチームによる担当制で、履修指導や勉学全般の指導、将来の進路相談や生活指導など、法学未修者でも挫折せず伸びていくよう、学生生活のきめ細かなサポートを実施します。

出典：本学ウェブサイト

●バックアップ・チーム●

**法科大学院における横浜弁護士会の役割**



出典：本学ウェブサイト

なお、前述の通り、集中講義は夏季、冬季、学年末の休業期間中に開講している。集中

講義が特定の時期に集中しないように配慮し、期末試験を実施する科目については、試験準備期間を考慮して試験日を設定している。

### 3. 履修科目登録単位数の上限

履修登録上限に関しては、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻規則5条により、「1年次42単位、2年次36単位、3年次42単位を超えて履修登録をすることはできない。この場合において1年次42単位のうち6単位は、法律基本科目の授業科目に限るものとする。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位数を含む。」と定めており、各年次において授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるようにしており、上限は適切に定められている（なお、原級留置となった場合の再履修科目の単位数も、上記の履修登録制限の対象となる）。特に、最終年次（法学未修者3年次（法学既修者2年次））の履修登録制限を、上限単位数である44単位より2単位少なくした。これは、本学法科大学院では法科大学院における学習の仕上げとして3年次に総合演習を配当しているため、総合演習の学習に支障を来さないように配慮する趣旨に基づくものである。

学生の履修登録状況は、実際に、上記の制限内に収まっている。

### 4. 特長及び課題

以上を踏まえると、本学法科大学院は以下の特長を有していると言える。

①本学法科大学院は、学生定員1学年40人（収容定員120人）に対し、専任教員19人により手厚い教育を行う体制を整えている。その結果、文字どおり少人数教育を実現し得ている。また、本学法科大学院は、横浜弁護士会の全面的な協力の下に設置・運営されているため、例えばローヤリングの授業につき希望者全員に受講の機会を与えている。

②前述のように、本学法科大学院は横浜弁護士会の全面的な協力を得ている。そして、その一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、1人につき同弁護士会所属の3人ないし4人の弁護士からなるバックアップ・チームが付されている。これらの弁護士教員が担当する、又は担当者の1人となっている科目に関してはバックアップ・チームの関与により充実した教材が作成されている。①本学法科大学院は、学生定員1学年40人（収容定員120人）に対し、専任教員19人により手厚い教育を行う体制を整えている。その結果、文字どおり少人数教育を実現し得ている。また、本学法科大学院は、横浜弁護士会の全面的な協力の下に設置・運営されているため、例えばローヤリングの授業につき希望者全員に受講の機会を与えている。

③本学法科大学院は、標準に従って履修登録上限単位数を設定しており、この制限は休業期間中の授業にも及ぶ。結果、未修者による法律基本科目の学習効果を向上せしめるとともに、各年次において学生が予習復習の時間を十分に取ることができる。

④本学法科大学院においては、Tutorial科目を設けている。Tutorialは、比較的少人数を対象として法的知識ないし法的思考に関する基礎的能力を身につけさせることを目指している。Tutorialは、基礎力を養う授業であり、夏季又は春季の休業期間を利用して行われる。法学に関する知識や演習の経験がない非法学部出身者を含め、多様な学生に対してきめ細かい教育を行う本学法科大学院の教育上の特徴の一つであり、学生数に比して多

くの専任教員を配置している本学法科大学院でこそ可能な取組みである。

⑤本学法科大学院は、学生の自習のために、固定机が備えられた自習室を用意し、各学生に一個の机を割り当てて専用としている。自習室は日曜・祝日を含めた24時間いつでも利用できる体制を整えている。この結果、自宅で勉強する環境にない学生でも予習・復習に十分な時間をかけることができる。

しかし、反面、課題もある。

法学未修者1年次の学生には、法学を初めて学習する者も毎年在籍している。1年経過後には、法学部出身者との差は学生によってはほぼなくなるが、当初は双方のグループの学力差は大きい。1年次において、この両者の学生の学習効果を同時に挙げる授業方法については悩みの多いところである。教育研究高度化委員会（FD委員会）が試行錯誤しながらも今後も引き続き適切な方法を見出していきたい。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1. 成績評価

成績評価に関する一般的な方針は「法曹実務専攻における成績評価の指針」（以下「指針」という。）で明らかにされ、これに基づく「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」により、成績評価を行っている。

法律基本科目や法律実務基礎（総合演習）科目では、必ず学期末試験を実施する。また平常点として、レポートや小テスト、授業中の応答、出席率などの評価を行い（このため、科目ごとの座席指定制を採用している）、出席点のみによる評価を禁止している。

学期末試験と平常点の比率は講義科目では7対3、演習科目は6対4を基本とする。採点方法、採点基準は予めシラバスで明示している。

成績評価は、横浜国立大学大学院学則第15条に基づき、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）と区分され、学生には、履修案内を通じて入学当初に示している（履修案内参照）。

学期末試験については、試験前に、関連する科目を担当する専任教員等による検討会議（例えば、民事系科目では民事系の研究者・実務家専任教員による）を開催し、出題内容等を検討している。また、過去の学期末試験問題は、原則として学生に開示している。なお、修了者の司法試験の可否と法科大学院での成績との相関の高さも判明しており、成績評価の厳密さの必要性は授業科目を担当する教員全員により共有されている。

教員には、担当科目の履修学生全員の成績集計表のほか、学生の間合せ応じるため、答案の写しを返却している。履修登録状況や成績分布状況についても、科目ごとに、本試験終了時点のものと再試験及び追試験終了時点のものが法曹実務専攻会議において報告されている。全学生の成績に関するデータも、アカデミック・アドバイスなどに提供されるなど、関係教員間での共有が可能になっている。

学期末試験採点終了後、科目ごとに、解答例、配点、出題意図、採点基準、採点講評などをまとめたものを該当科目受験者に手渡している。個別成績表は、学期末試験終了後速やかに学生に交付している。平成19年度からは、各科目の平常点と学期末試験得点の内訳、平成24年度秋学期からは、法律基本科目や法律実務基礎（総合演習）科目の総合順位を記載している。個人成績表に基づき学生が採点上の疑義を質問する機会がある。再試験及び追試験後も同様である。

平成24年度から、必要出席日数の3分の2に満たない受講者には、学期末試験の受験、すなわち単位の修得を認めていない場合があることを学生に向けて通知している。そして、新入生ガイダンスや在学生への説明会で説明の上、平成25年4月から、必要出席日数の3分の2に満たない受講者には受験資格を認めない予定である。また、学期末試験では、匿名化された答案を採点している。担当教員は平常点も提出し、法科大学院係が学期末試験と平常点を合わせて最終成績とする厳正な仕組みをとっている。

再試験及び追試験は、試験時間等については学期末試験と同じ条件で実施している。両試験の受験者とも、その限りでは本試験の場合と比べて有利不利に扱われることはない。

再試験は筆記試験の採点結果のみにより最終成績（但し、最高でも60点）が決定される。これに対して、重度の疾病などの際になされる追試験においては、本試験受験と同様、

平常点と追試験成績の合計により成績が決定される。

本学法科大学院において、進級制導入前は、上級学年に担当されている必修科目を履修するためには、下級学年に担当されている関連の法律基本科目について、一定以上単位を取得していることを要件とする、進級制に準ずる制度を実施していた。しかし、平成 22 年度入学の法学未修者と平成 23 年度入学の法学既修者からは、この制度を改め、進級制を導入した。平成 25 年度カリキュラム改正後の現行の進級制の概要は以下の通りであり、学生に対しては履修案内などにより周知している。

法学未修者が 1 年次から 2 年次に進級するための要件は、法学未修者 1 年次担当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理 I の合計 32 単位のうち 28 単位以上を修得していることである。

法学未修者が 2 年次から 3 年次に進級するための要件は、①法学未修者 1 年次担当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理 I のすべての単位を修得しており、かつ②法学未修者 2 年次担当の法律基本科目と民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の合計 24 単位のうち 20 単位以上を修得していることである。

また、法学既修者が 1 年次から 2 年次に進級するための要件は、法学既修者 1 年次担当の法律基本科目と法律文献情報、法曹倫理 I、民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の 30 単位うち 26 単位以上を修得していることである。

原級留置となっても、当該年度にすでに合格（秀、優、良、可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けないことになっているので、次年度に履修可能な科目は、各年次の履修登録制限の範囲内で、不合格となった必修科目並びに選択必修科目ということになる。また、同一年次には、休学期間を除き、2 年を超えて在籍できない。進級制の導入により、平成 25 年 1 月の時点の原級留置者は 23 名、平成 23 年度 1 年間での退学者の数は 2 名である。

なお、修了するには GPA 値が 2.0 以上である必要がある。履修登録を行った科目の GPA 値は、秀 4.5、優 4.0、良 3.0、可 2.0、不可 0.0 であり、GPA 値は単位換算（科目換算ではない）での履修登録単位平均値ということになる。このため、選択必修科目を必要以上に履修登録して不可となれば、仮に総単位数等では修了要件を満たしても、原級留置となることがある。このこともまた、学生（平成 21 年度以後入学した未修者、平成 22 年度以後入学した既修者）に対しては、履修案内などにより周知徹底させた。

## 2. 修了認定

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻規則第 4 条により、同専攻に 3 年以上在学し、別に定める GPA の基準 2.0 以上を満たし、かつ所定の単位（96 単位以上）を修得しなければ、修了要件を満たすことができない。

ただし、他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は国際社会科学研究所の他の専攻の授業科目を履修することができ（履修案内参照）、これによって修得した単位を一定の範囲で修了要件としての総単位数に算入することができる。なお、当該単位の認定は、法曹実務専攻会議の議を経て、選択科目の単位として認定することができるが、入学前修得単位と合わせて 12 単位を超えることはできない（横浜国立大学大学



院国際社会科学府法曹実務専攻規則第7条及び第10条(平成25年4月より横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第8条4項及び第11条実施予定)参照)。

平成23年3月に「神奈川県内の法科大学院間における単位互換に関する協定」が締結され、本学と関東学院大学法科大学院との間で単位互換が実施されている。その実施状況は、以下の通りである。

1. 関東学院大提供科目の本学学生の履修状況		
年度	科目名	本学学生受講者数
平成23年度	実務家族法	3人(2単位)
平成24年度	実務家族法	3人(2単位)
2. 本学提供科目の関東学院大学生の履修状況		
年度	科目名	関東学院大学院生受講者数
平成23年度	実務破産管財業務	なし
平成24年度	実務破産管財業務	なし
	実務高齢者・障害者問題	1人(1単位)

また、本学法科大学院入学前の既修得単位の認定については、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則9条で、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、専攻の教育課程と照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位として認定することができる旨を定め、同第10条がその上限を、7条4項によって与えることができる単位数と合わせて12単位を超えないものとするとしている。

同条の具体的な適用に当たっては、教務厚生委員会が、申出者の学業成績証明書、対象科目のシラバス等の内容を検討し、その意見に基づいて法曹実務専攻会議で判断することになっている。近年の認定状況は以下の通りである。

平成23年度	申請者：1人 出身大学院名：早稲田大学大学院法学研究科 認定科目及び単位数：社会保障法2単位 計 2単位
平成24年度	申請者1人 出身大学院名：京都大学大学院公共政策教育部 認定科目及び単位数：基礎法学 2単位 政治学 2単位 行政学 2単位 計 6単位

但し、原則として既修得単位を法律基本科目として認定しないことは、平成23年5月16日の法曹実務専攻会議で確認されている。

法学既修者には、憲法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰなど15科目30単位を認定し、1年間在学したものとみなしている。

なお、修了判定に当たってはGPA制度が効果的に活用されている。

上記のように、修了に必要な、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の合計単位数は 36 単位であり、修了単位数 96 単位の 3 分の 1 を超えている。

● 修了要件一覧表 ●

必修					選択必修	選択			その他	修了要件
法律基本科目		実務基礎科目	総合演習科目	法律基本科目	基礎法学隣接科目	展開・先端科目 I	展開・先端科目 II			
公	民			刑					民	
法	事	事		事						
系	系	系		系						
12	24	12	12	8	4	4	1 2			
6 8					4	1 6			8	9 6

出典：平成 24 年度履修案内

### 3. 法学既修者の認定

法学既修者の認定については、平成 22 年度、23 年度は、憲法、民法、刑法の試験科目による既修者認定試験を行い、合格者には 24 単位の履修が免除された。しかし、平成 24 年度入試から、志願者の動向に対応するために、法学未修者コースと法学既修者コースが設けられ、法学既修者認定は、法学既修者コース出願者に限ることとした。また、平成 25 年度入試から、法学既修者と判定するに相応しい幅広い科目に改め、試験科目を、憲法、民法、刑法のほか、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を加えた 7 科目とした（新たに加えた科目の出題範囲は試験範囲を限定し、それに応じて免除する科目も限定した）。平成 25 年度（2013 年度）入試の試験科目及び出題範囲は以下の通りである。

試験科目		出題範囲
公法系科目	憲法	憲法全般
	行政法	行政法総論（行政救済法を含まない）に限る。
民事系科目	民法	民法全般
	商法	①会社法における株式会社の資金調達に関する分野（募集株式の発行等、新株予約権、社債）及びこれに関連する株式会社の機関に関する分野（例：株主総会、取締役会、代表取締役）並びに②手形法（基本事項に限る）
	民事訴訟法	多数当事者訴訟、上訴及び国際民事訴訟を除いた範囲
刑事系科目	刑法	刑法全般
	刑事訴訟法	捜査・公訴まで

当該法律科目試験は、憲法、民法、刑法に関しては、事例問題を中心とする論述式とし、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法に関しては、論述式又は記述式で行うこととしている。また、平成 25 年度入試からは、新たに 1 月又は 2 月にも法学既修者のための入試日程を設け（B 日程）、法学既修者の年齢層など

の多様性、開放性にも配慮している。

平成 24 年度入試で法学既修者コースを実施した結果、法学既修者として認定された学生の数は以下の通りである。それまでの 2 年度と比べ、合格者、入学者とも大幅に増加した。しかし、平成 25 年度入試 A 日程での同コースの合格者は定員に満たない。

	法学	非法学	計
志願者数	75	10	85
受験者数	64	10	74
合格者数	15	2	17
入学者数	14	1	15

※未修者コースとの併願者を含む

法学既修者として認定された者が免除される法律基本科目は、平成 24 年度までは、憲法 I・II、民法 I～VII、刑事法基礎、刑法 I・II の 12 科目 24 単位であったが、平成 25 年度からは、法律科目試験科目が増えたことに伴い、法学原論、憲法 I・II、行政法 I、民法 I～VI、商法 I、民事訴訟法 I、刑法 I・II、刑事訴訟法 I の 15 科目 30 単位となった。

以上、法学既修者に履修免除される法律基本科目は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目のすべてとなっている。その他の法律基本科目である科目は、法学未修者 2 年次、法学既修者 1 年次に配当されている。その科目は平成 24 年度入学者までは、行政法 I・II、商法 I・II、民事訴訟法、刑事訴訟法であったが、平成 25 年度入学者からは行政法 II、商法 II、民事訴訟法 II、刑事訴訟法 II となる。また、法学未修者 1 年次に配当される必修科目であっても、法律基本科目ではない、法律文献情報、法曹倫理 I については、法学既修者 1 年次にも配当され、必ず履修すべき科目になっている。

本学法科大学院は法学部をもたない大学院であり、本学出身の学生を優遇するおそれはなく、出身大学に関する公平性、開放性、多様性は保たれている。

また、法学既修者コース入試の近年の試験問題等は、本学ウェブサイトにおいて公開している。

入試においては、出題は、試験問題作成委員会の下で、各科目複数教員の点検を受けてなされており、採点にあたっては、氏名・受験番号をマスキングし、匿名化された答案によって行っていることから、特定の志願者や本学学部学生等が有利に扱われるなど不公平を生ずるおそれはない。

また、法学既修者の認定にあたっては、公法系、民事系、刑事系の 3 つの科目のすべてについて、合格最低点を満たしていることが必要とされる。適性試験や法学検定試験も含め、他の機関の行う試験の成績を考慮して、法学既修者と認定することは行われていない。

法学既修者認定により免除されるのは、平成 24 年度入学生までは 12 単位 24 単位であった。修了に必要な単位数が 96 単位であるから、4 分の 1 に過ぎず、在学期間の 3 分の 1 を短縮するにあたり少なすぎ、実際に法学既修者 1 年次は多忙であった。このため、平成 25 年度から、入試科目の変更を行うとともに、免除の単位数を 15 科目

30 単位に改め、在学期間の短縮に比例する免除単位数を設定した。

#### 4. 特長と課題

①学生の成績評価に当たっては、法律基本科目などにおいては学期末試験が必ず行われている。試験問題は複数の教員による点検を経ており、採点も受験者の氏名や学籍番号がわからない形でなされており、厳格かつ公平である。学期末試験が行われる場合、学期末試験と平常点の比は、講義科目か演習科目かによって、原則が決められており、ほとんどの科目がこれに準拠している。成績評価は絶対評価であるが、成績は科目ごとに法曹実務専攻会議で報告されることもあり、適正な範囲に収まっている。平均的ではない科目について、担当教員が質問されることもあった。

②成績評価の全体的な方法等は募集要項や履修案内で明らかにされているほか、各科目のシラバスにより、より詳細な成績評価の方法や基準が明らかにされるなど、透明性と公開性が担保されている。学期末試験後には速やかに解答例や採点講評などが示され、個人成績表も関連資料とともに交付している。これらは、学生に、学修にあたっての改善点を具体的に発見させるとともに、学生からも、能力及び資質を正確に反映した客観的かつ厳正な成績評価であったかを検証することにも寄与している。成績や、答案の個別の得点理由などについて、教員に質問できる機会が確保されている。

③再試験、追試験についても、成績発表後、適切な期間を経た後、学期末試験（本試験）との公平性等を損なわない方法で適切に実施している。

④平成 22 年度入学の法学未修者と平成 23 年度入学の法学既修者から進級制を導入し、修了生の質の確保の徹底を図った。

⑤入学前、入学後に他大学院（本学の他研究科、国際社会科学研究科の他専攻を含む）で修得した単位を本学法科大学院における単位として認定するに当たり、適度な上限を定めており、法律基本科目として認定しないなど、適切に運用している。

⑥法学既修者の認定が適切に行われ、かつ、これによって免除する科目やその単位数及びそれが法学未修者 1 年次の法律基本科目のすべてであることなど、適切な範囲を定めている。

⑦修了に必要な科目のほとんどが必修科目、選択必修科目で構成されることになるが、必要単位数は適切であり、かつ、様々な群の科目をバランスよく履修させるカリキュラムになっている。それは法学既修者にとっても同様である。但し、課題と思われる点もないではない。

①進級制は明快ではあるが、例えば、未修者 1 年次科目で一定の単位を修得していれば 2 年次に進級できるため、例外的ではあるが、憲法 I と憲法 II の単位修得ができなかった者が公法演習 I を履修してくることが可能であるなど、不合理な側面もある（以前の制度では、このような問題は生じなかった）。これを回避するため、進級の基準を極端に高めたり、進級者の学修の機会を制約する指導を行ったりすることも困難である。

②もともと成績評価を厳格に行っていたところに、進級制を導入したことにより、原級留置となる者や、これを 2 回続けて、中途退学をする者があった。単位の充実、修了

者の質の確保という点では望ましいが、入試の改善、教育の質の向上、指導の強化などにより原級留置を減少させる努力も必要である。我々にとって重要なのは、優秀な法曹を養成することであり、そうでない者を多くはじくことではない。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1. 教育内容等の改善措置

本学法科大学院では、教育指導の状況を継続的に把握・評価し、その結果を教育改善活動に効果的に反映させるため、教育研究高度化委員会（以下「FD委員会」という。）を設け、この委員会を中心に組織的活動を行っている。さらに、法曹実務専攻長が主宰し、関係する全教員が参加する「FD会議」を定期的開催し、教育改善に関する情報共有及び啓発活動を行っている。

教育内容の調整及び改善並びに情報共有のため、公法系・民事系・刑事系のグループごとに意見交換を実施し、開講前のシラバス・教材作成時には、共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）に準拠しつつ教育内容の確認を行い、学期末の試験問題作成・点検時には、教育の進捗状況や指導の効果を把握するように努めている。

また、公開授業（同僚教員による授業参観）を定期的実施し、互いの授業の優れた点及び改善すべき点を指摘し合っている。このほか、派遣裁判官教員から本学の教育について意見を聴き、教育の内容及び方法について討議した。

さらに、本学民事系教員と横浜弁護士会所属弁護士を中心的構成員とする、横浜実務民事法研究会が開催されている。なお、本学では研究者教員の中にも法曹資格を有する者がいる。他方、実務家教員は、研究者教員と共同して総合演習科目の授業を担当することによって、教育経験を積んでいる。

学生の意見を授業や法科大学院の運営に反映させる手段はある。まず、各学期の中間及び期末に匿名による「授業に関する学生アンケート」を実施している。中間アンケートは自由記載方式により、各教員は、当該学期中に可能な限りの改善策を学生に授業中に口頭で伝達し、授業改善計画書を提出している。期末アンケートは10項目の事項を点数で評価する方式により実施している。中間及び期末のアンケート結果は、授業改善計画書とともに教員及び学生に対して公表している。

学生から匿名の意見・要望を吸い上げるための意見箱「つながるくん」の設置し、FD委員会で対処可能な意見には適宜対処し、法曹実務専攻長及び関係各委員会にこれを取り次いでいる。さらに、毎年度、司法試験の短答式試験成績発表及び最終合格発表の後、速やかに受験者及び合格者と教員との意見交換会を実施し、本学の教育に関する意見を聴取し、教育指導に反映させている。

なお、平成24年度中に、慶應義塾、上智、中央、明治及び早稲田の5法科大学院のFD活動に関してヒアリング調査を実施する。訪問した教員には、各法科大学院における活動で特徴的なもの及び効果的であった対策結果を本学FD会議において報告させる。

### 2. 特長と課題

教育改善措置に関する本学法科大学院の大きな特長は、広範かつ丁寧に学生の意見及び要望を吸い上げ、それらをできるだけ速やかに改善につなげていることにある。すべての科目でほぼ毎年、2回ずつの授業評価アンケートを実施しており、回答率も非常に高い。学生の意見及び要望に対しても、当該学期中に速やかに対応している。

適正規模の法科大学院らしく、各法分野の担当教員間で、授業の改善のための会議、授業見学などがなされている。平成 25 年度のカリキュラム改正に際しても、これが教材開発の一助となった例もある。併せて、組織的な FD 活動は入試改革にも寄与した。

課題もある。法分野を越えた教育内容の調整には、なお改善の余地がある点である。これは謙虚に認めなければならない。これを改善すべく、全教員が参加する FD 会議を設け、情報を共有しつつ、分野の垣根を越えて教育内容の改善に取り組んでいる段階である。新司法試験合格者数は、全盛期からみると低落しており、教員間の相互点検などを積極的に行って、教育力の向上をいっそう図るべきであろう。

## 第6章 入学者選抜等

### 1. 入学者の受入れ

本学法科大学院は、法律専門職志望者にとって、公平な機会が与えられるよう、広く門戸を開放し、多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れることを基本方針としており、これを、公平性、開放性、多様性という3つの基本理念（アドミッション・ポリシー）として公表している（法科大学院ウェブサイト参照）。これは、横浜国立大学の精神である実践性、先進性、開放性、国際性と呼応するものである。

具体的な公表手段は、本学法科大学院ウェブサイト、入学試験に係る学生募集要項の中の「法曹実務専攻案内」などであるが、公表に当たっては、抽象的な基本理念をより具体化し、「入学を希望する学生は出身学部が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています」としている。

本学法科大学院としては、この基本理念（アドミッション・ポリシー）を、法科大学院入試説明会で説明するとともに、ウェブサイトや学生募集要項に必ず記載することにより、本学法科大学院の入学志願者及び一般に対して周知している。本学ウェブサイトでは、カリキュラム、入学者選抜の状況、専任・非常勤教員の専門分野や担当科目・業績等、修了者の進路及び活動状況などを公表している。

上述のアドミッション・ポリシーを実施するために、本学法科大学院では、A日程・B日程・S日程のそれぞれの入学試験において「募集要項」「入学試験実施要項」を作成し、責任ある実施体制を組織し、適切な入試運営をしている。

また、本学法科大学院では、入試の実施及び入試制度の検討を業務とする入試委員会を設けている。入試制度の改革、募集要項等の策定、入試結果の査定については、入試委員会が法曹実務専攻長及び関係する他の委員会と協議し、法曹実務専攻会議に提案し、審議の結果、決定している。また、年度ごとに出題委員、採点委員及び面接委員を任命している。委員選任の原案は入試委員会が法曹実務専攻長と協議の上、法曹実務専攻会議に提案し、審議の結果、決定している。

小論文試験の出題委員と採点委員は、各4人ずつ選出され、法律科目試験の出題委員は、当該科目を専攻とする教員から設問数に応じて選出されている。いずれの試験問題、出題意図、採点基準は、すべて当該試験実施日以前に、入試委員会が2回にわたる問題点検を行い、誤字脱字のほか、問題文の正確さ、募集要項に記載した出題範囲などの出題方針との整合性、採点基準や出題意図の適否、出題の難易度などを審査する体制となっている。面接委員は、面接室ごとに3人選出され、事前に担当する受験生の調書を読み、予定する質問内容を大筋で固めてから面接に臨んでいる。

本学法科大学院は、学生募集要項及びウェブサイト等で、アドミッション・ポリシーとして、「入学を希望する学生には出身大学が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとか



かわらず、誰に対しても広く門戸を開き」、また「多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れる」旨、公表し、公平性及び開放性の確保を前提に入学選抜を実施している。

法学未修者コースの入学選抜においては、旧司法試験の短答式試験又は論文試験の合格実績、法学検定試験の合格など法律の知識に関する能力を加点事由とはしていない。そして、法学部出身者以外の者が不利益に扱われることを防止している。さらに、社会人の出願者については、「社会活動歴」とその証明書類の提出を求め（任意）、出願者の自己分析・自己評価を証明する手段として利用し、面接評価に客観性をもたせるように配慮している。

なお、公平性を担保すべく、入学試験実施要項が示す通り、教員の親族・ゼミ生等が受験する場合、面接委員などを外れることとしている。

また、透明性を担保すべく、小論文問題及び法律科目試験問題は、本学ウェブサイトに過去問題として公表し、採点講評等も公開している。

自校出身者の合格者は、平成 16 年度以降、平成 22 年度入試の 5 人を例外として、1 人ないし 3 人で推移してきている。また、合格者の出身大学をみても、出身大学は多様であって、特定の大学に集中していない。小論文、法律科目試験ともに受験番号や氏名が、採点者に見えないようにしており、採点者が自校出身者を確認できない措置をとっている。本学法科大学院は、寄付等の募集は行っていない。

身体に障害を有する受験者に対しては、募集要項に、受験に当たっての注意事項（事前相談）を明記し、入学選抜又は入学後の学修において不利な扱いや支障が生ずることがないように、適性試験に準拠した適切な措置を講じている。実際、平成 24 年度入試においては、重度な身体障害者 1 人（上下肢機能障害）の受験があり、小論文の解答時間を通常の 2 倍とし、別室受験とした。

A 日程・B 日程・S 日程のいずれの入学試験においても、適性試験と本学の個別試験を総合して合格者を決定している。

法学未修者コースで行われる小論文試験では、法曹としての論理的思考力及び文章表現力の資質をみることを重視し、かなりの読解力を必要とする複数の文章に基づき、より分析的な枝間を重ねる形での出題がなされている。また、採点では論理力の優劣を重視している。小論文では、法学の知識や法令の解釈を問う問題は出題しないほか、面接でも、高等学校や大学教養レベルを超える法学専門知識を問う質問をしてはならない取決めになっている（法学既修者コースを併願した場合でも、法学未修者コースとしての面接では法学専門知識を問わない）。

法学既修者コースで行われる法律科目試験では、平成 24 年度入試までは、憲法、民法、刑法を試験科目としていたが、平成 25 年度入試より、「公法系」として憲法、行政法、「民事系」として民法、商法、民事訴訟法、「刑事系」として刑法、刑事訴訟法の試験を行うこととした。憲法、民法、刑法については、事例問題を基本とする論述問題とすると明示し、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、記述式とする場合があること、出題範囲が限定される旨を

募集要項などでも明記している。以上により、法曹を目指す法学既修者として必要な法学の基礎知識を審査すると同時に、論理的な文章力や問題の分析力などを測るようにしている。

なお、両コースとも、面接を課している。必須出願書類である「志願者申告書」(1000字程度)に基づき質問を行い、正確で具体的な自己分析に基づく法曹としての自己評価を論理的に回答できるかどうか(応答能力)を判定するとともに、「社会活動歴」とその証明書類の提出を求め(任意)、面接評価に客観性をもたせるように配慮している。入学者の多様性を確保する観点から、とりわけ法学未修者コースの面接試験においては、法学分野以外の専門的知識・経験や大学時代の成績などを重視している(なお、法学既修者コースの面接試験においては、法学の基礎知識に関する質問がされることもある)。両コースの面接試験とも合格最低点を設けている(これに達しなければ、適性試験や筆記試験がいくら優秀でも不合格となる)。面接試験で合格最低点を下回る点を付ける場合、各室の面接委員全員の一致と、面接委員懇談会での理由説明を義務付けることなど、厳密な取扱いを行っている。

そして、本学法科大学院入学者選抜においては、法科大学院全国統一適性試験の合格最低点を平成25年度入試より設け、いくつかの基準から総合的に決定するものとした。同年度入試では、適性試験の正確さを信頼し、合格最低点を下位15%の者の点数を超える150点とした。過去の合格最低点については、本学ウェブサイトにおいて「過去の試験実施状況」として公開している。

平成26年度入試について既に決定した①A日程法学未修者コース、②S日程法学未修者コース、③B日程の法学既修者コースそれぞれの選抜方法は、下記の表の通りである。なお、平成25年度では、改組の余波でS日程は11月に実施されたほか、B日程での未修者コースの実施はしなかった。

●本学法科大学院入試方法一覧●

		定員	時期	第1次選抜		第2次選抜		第3次選抜
					その倍率		その倍率	
未修者 コース	A日程	15人	11月 中旬～	適性 試験	7倍	小論文	2.5倍	面接
	B日程	若干名	1月 下旬頃		若干名	面接		
	S日程	5人	9月 月上旬頃	適性 試験 + 調書	5倍			
既修者 コース	A日程	15人	11月 中旬～	適性 試験	7倍	法律科目 試験	2.5倍	面接
	B日程	5人	1月 下旬頃		4倍	法律科目 試験 + 面接		

本学法科大学院の入試においては、必須出願書類の一つである「志願者申告書」に付随する任意提出書類として、『社会活動歴』に関する文書の提出を認めている（募集要項参照）。「社会活動歴」とは、学校や職場をはじめとする社会生活の様々な場面で自己の能力を高め、場合によってはその能力を社会に向けて発揮する機会となった個人の経歴（これまでの例では、医師が医療問題に強い弁護士活動を希望した者などがある）を意味する。その書類が添付された出願者については、面接を経て、合格者の決定に至るまでの過程において、これらの書類を総合評価の重要な資料として位置づけている。

平成 24 年度入試における合格者データによれば、「告示 53 号社会人等」該当者と「告示 53 号社会人等」非該当者の比は、17 人对 43 人であった。合格者 60 人中、法学部卒でなおかつ「告示 53 号社会人等」非該当者の者は 37 人とどまる。入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を修了した者又は実務等の経験を有する者の占める割合は 3 割を上回っており、これは本学法科大学院開設以来である。なお、社会人の職種は、国家公務員、地方公務員、民間企業、法律事務所等である。

平成 25 年度入試は途上であるが、S 日程の出願者が 24 人、最終合格者 12 人（合格者中非法学部出身者は 6 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 8 人）、A 日程の既修者コースの出願者は 31 人、最終合格者 7 人（合格者中非法学部出身者は 2 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 3 人）、未修者コースの出願者は 46 人、最終合格者 28 人（合格者中非法学部出身者は 15 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 15 人）であった。B 日程の出願者は 18 人である。

## 2. 収容定員、在籍者数等

本学法科大学院の定員は平成 22 年度より定員が 40 人となったが、その後の入学者数は、入学定員よりわずかに多い程度にとどまっている。また、入学直後に休学する者が毎年数人いるため、実際には定員通りか、これをわずかに下回る学生数で講義・演習を行っている。平成 24 年度入試の結果の入学者は 42 人で、このうち 1 年次在籍者数（法学未修者）25 人、2 年次在籍者数（法学既修者）17 人である。これは、追加合格者の全員が入学を希望したため、入学者が定員をわずかに超えたものである。平成 25 年度入試でも、ここ数年の若干の入学定員超過に鑑み、入学定員を超過しないことに注意を払い、各入試での合格者数を決定している。本学法科大学院では、このような手法を講じることを通じて、在籍者が収容定員（120 人）を上回る状態が恒常的なものとならないように留意している。

なお、休学者の数は、平成 25 年 1 月 1 日現在で 14 人である。休学理由は、「学費支弁困難」が最も多く、原級留置者が修了又は進級のために必要な科目のない学期を休学するケースが多い（かつては、社会人入学生において、予定していた退職・休職が困難となった場合等「勤務の都合」も目立っていた）。原級留置者は、平成 25 年 1 月 1 日現在で 23 人となっている。これらの数を含んだ平成 24 年度在学者数 128 人は、収容定員（120 人）との関係では問題ある状況にはない。

平成 24 年度入試においては、40 人の定員のところを、法学既修者コースを

「10人程度」、法学未修者コースを「30人程度」としたところ、合計で136人の志望者があった。内訳は、法学既修者コースのみを希望する者が42人、法学未修者コースのみを希望する者が51人、両コースを併願した者が43人であった。第1次選抜実施志望者数未満であったため、第1次選抜を行わなかった。第2次選抜では87人が合格となった（法学既修者コースのみ合格した者が17人、法学未修者コースのみ合格した者が63人、両コース合格した者が7人いた）。最終合格者55人（法学既修者コース17人、法学未修者コース38人）を発表したところ、入学手続きは予想を下回る37人の者が入学手続きをする結果となった。このため、法学未修者コースについて追加合格を実施し、結果、42人の者が入学者として確定した。

なお、本学法科大学院の入学者選抜の改善への取組み状況を時系列で概観すると下記のようになる。

本学法科大学院の入試制度は、その目的と入試結果との異同、受験生の動向などを検討し、何度も改革を施してきた。平成16年度入試では、総定員50人全部につき、適性試験、小論文、面接の総合により合否を決し、合格者の中の希望者に対して既修者認定試験を行う方式で行った。平成17年度入試から、このうち10人については、はじめから適性試験、法律科目試験、面接の総合により合否を決するB日程入試を実施した（従来の試験方式はA日程入試と呼ばれるようになった）。試験科目から行政法が削除されるなどの変化はあったが、5年間は基本的にはこの方式が維持されることとなった。

平成22年度から、総定員を10人削減して、40人とした。この削減を受けて、B日程入試を廃止し、一つの入試で合格者を決定し、既修者認定を希望する者はその後、既修者認定試験を受験する方式とした。しかし、同年度入試では、出願者が248人に減り（平成21年度出願者は568人）、最終合格者53人、入学者43人を得たものの、既修者として認定した者は3人とどまった。翌平成23年度入試では、同じ入試制度の下、出願者が189人に減少した。最終合格者54人、入学者43人を得たものの、既修者として認定した者はやはり5人とどまった。他学部出身者の適性試験受験が激減する中、特に適正な法学既修者を得るという点からも、早急な入試制度の見直しが必要であった。

そこで、平成24年度入試では、入試段階で法学既修者コースと法学未修者コースの試験を実施し、これらを併願できる形をとった。出願者は136人、最終合格者60人（追加合格者5人を含む）、入学者42人を得た（合格者中、非法学部出身者は15人、「文部省告示53号による社会人等」該当者は17人）。出願者は減少したが、合格者中の法学既修者コース合格者は17人にのぼり、実力ある法学既修者間での人気回復を果たした。また、この年度には入試の日程を変更し、他大学法科大学院との併願を容易にした。だが、出願者総数の減少には歯止めがかからなかった。また、併願者が少ないことも確認された。

そこで、実効性ある選抜を行うべく、平成25年度入試では、定員と日程を3つに分け、複数の受験機会を設けることとして実施した。A日程では、法学既修者コースと法学未修者コースの試験をそれぞれ別途行うこととした。両コースの定員は20名ずつとした。これは、適性試験受験者の中で法学部出身の法学既修者コースを希望する受験生の割合が極大化する傾向にあるため、特に首都圏の多くの法科大学院が法学既修者シフトを強める中、

本学法科大学院の特色である、他学部出身者や社会人にも開かれた法科大学院という理念を守るべくなされたものである。さらに、平成 26 年度より、法学既修者コースの法律科目の試験時間を短縮し、一日で終える日程にしたことにより、受験生の負担を軽減し、定員を満たさないおそれがあるときには B 日程でも法学未修者コースについて若干名の募集を行えることを既に決定した。

●本学法科大学院入試改革の推移●

平成 22 年度	定員減に伴い、入試の方式を平成 16 年度と同じに戻した。
平成 24 年度	入試段階で法学未修者コース（25 人程度）、法学既修者コース（15 人程度）を分割（同一試験として、併願可能＝面接も同一）した。小論文の試験時間を 3 時間から 2 時間に短縮し、配点も下げた。第 2 次選抜の日程を 11 月第 2 週にした。
平成 25 年度	日程を A 日程（第 2 次選抜：11 月第 2 週、定員 30 人）と B 日程（第 2 次選抜：1 月下旬頃、定員 5 人）、S 日程（第 2 次選抜：11 月第 3 週、定員 5 人）に分割した。A 日程では法学未修者コースと法学既修者コース（共に定員 15 人）、B 日程では法学既修者コース、S 日程では法学未修者コースを実施した。法律科目に行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を追加（それぞれ出題範囲を限定）し、第 1 次選抜及び小論文の合格最低点を導入した。法律科目試験の合格最低点を、公法系、民事系、刑事系ごとに出すこととし、決定方法を合理化した。
平成 26 年度	S 日程を 9 月上旬とし、第 1 次選抜の倍率を 4 倍から 5 倍に変更した。入学予定者が定員に満たない虞れがある場合に、B 日程で法学未修者コースでの若干名募集を開始した。法学既修者コースの法律科目試験を一日で行うように改正した。

3. 特長と課題

本学法科大学院入試の特長としては、以下の点が挙げられよう。

①開放性、公平性、多様性を旨とするアドミッション・ポリシーに照らして、適正に行っている点は、まず堂々と言えよう。非法学部出身者及び社会人の比率が相対的に高く、今までおおむね順調に進捗してきている。他大学出身者の合格者に占める率も、一貫して高い。

②入学手続者の数も、定員をほぼ必ず確保しているとともに、学生定員に極めて近似の数を達成してきていることから、入学者に対する教育活動も当初計画どおりに実施できている。適性試験の受験者が、法学部出身者に著しく偏りを見せる中、法学未修者コースに定員の半分を割り振り、意欲ある他学部出身者の入学を受け入れている。

③法学未修者コース A 日程の第 2 次選抜においては、適性試験のほか、小論文試験を課し、また面接を重視することにより、学生の適性を多面的総合的に評価することが可能となっている。同 S 日程では、少ない定員ながら、面接を重視し、入学者の多様性、特に、社会人や法学部出身者以外の者の特性を生かし易い入試を実施し始めた。S 日程

の第1次選抜においては、適性試験のみならず、志望理由、履歴、大学や大学院での成績なども考慮している。特に、平成26年度入試からは、S日程を9月に実施できるので、その効果も増すものとする。対して、法学既修者コースでは、適性試験のほか、法律科目試験と面接を行ない、法曹の適性のある、またこの時点で十分な法律科目の知識のある者を受け入れている。また、B日程では法律科目試験と面接を1月末頃に行うことにより、大学卒業予定者などの若年受験者の法学学習の進展を反映させられよう。

他方、課題もある。他大学法科大学院入試日程との関係から、特に法学既修者コースの受験者が予想外に少ない場合がある。本学法科大学院は、法学未修者にも開かれているが、法学既修者にも開かれており、その受験者数及び水準を上げるべく、入試制度や入試日程に関する改善が必要である。なお、本学法科大学院修了者の動向（新司法試験合格率や短答式試験合格率、就職状況を示す数字など）は入学志願者の動向にも影響する。このため、教育内容を改善し、学生の質を向上させることは志願者の増加や入学者の質の向上のためにも必要である。

## 第7章 学生の支援体制

### 1. 学習支援

入学式後のガイダンスでは、本学法科大学院の理念・目的、履修方法・成績評価から修了認定までの教務事項や各種支援体制を履修案内等の資料に基づき詳細に説明している。データベース等のIT資源の利用方法及び資料室の利用方法も入学式後オリエンテーションや4月当初の法律文献情報の授業の際に説明している。

科目別オリエンテーションについては、授業担当教員が初回授業時に10～20分程度の時間でほぼ全科目で実施している。春学期開講前に法律文献情報を開講し、円滑な法学学習の開始に向け配慮し、具体的な勉強方法や2年次以上の学習との関連についても説明している。

入学前の事前指導としては、3月中に教科書購入を指示し、法学未修者へは、講義開始前に法への興味関心を湧き立たせるため、推薦図書一覧を送り教育効果を高める配慮をしている。この一覧表は、毎年見直すことで、量、質ともに適切な水準の図書を厳選し提示している。

また、本学法科大学院の修了生の団体である校友会（横浜国立大学法科大学院校友会）が主催して、平成25年度入学予定者を対象とした特別講座への参加を呼びかけた。本学修了弁護士による「実務についてから横浜国大ロースクールを振り返って」と題する講演のほか、「刑事訴訟手続の概略と裁判所見学」、「民事訴訟手続の概略」と題し実施し、これらには本学法科大学院の実務家専任教員が講師を務める予定である。

本学法科大学院では、3人の専任教員と修了生法曹によるアカデミック・アドバイsteam（以下「AAT」という。）を、1チーム当たり各学年5人程度で組織している。AATでは、勉強方法、進路、履修登録方法等に関し、肌理細かな対応をしている。とりわけ、毎学期当初、各チームに属する学生への面談等を通じ、AATの教員が履修登録及び修了要件の充足・制限などの点から履修状況の点検を行い、進路との適合性を踏まえた助言を行うなど総合的な履修指導を行っている。なお、これらのAATによる個々の学生の勉学状況の把握や個別指導については、学生個人用のカルテに面談の際のメモを残し、指導の継続性・連続性を保っている。

個別学生への支援策としては、授業後の質問の対応はもとより、専任教員は週2回のオフィス・アワーにおいて、学生からの質問・相談を受けるほか、メールでの問い合わせなどにも、適宜応じている。その他にも教員が学生からの質問等に応ずる機会が多く、面会室としてラウンジを2部屋設けている。

また、平成24年度から、横浜弁護士会所属の弁護士2人を客員准教授に採用し、学生からの個別質問や自主ゼミ及びチュートリアルへの参画により個々の学生への肌理細かな指導を行っている。

### 2. 生活支援等

本学法科大学院では、以下のような経済的支援のための方策によって、経済的困難のある学生に支援を行い、学習に専念できるように配慮をしている。

#### ①授業料免除制度

大学全体の制度として、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合に、入学金・授業料の免除・減額の制度がある。授業料の免除・減額については、大学全体の基準に従って実施され、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている。

●平成 24 年度 法科大学院生授業料免除状況●

学期	区分	未修者	既修者	計
春学期	全額免除	9	3	12
	半額免除	2	1	3
秋学期	全額免除	8	3	11
	半額免除	3	1	4

②日本学生支援機構奨学金

第 1 種奨学金及び第 2 種奨学金については、入学式後のガイダンスやその他で周知を図っており、多くの学生が受給している。

●平成 24 年度法科大学院生日本学生支援機構奨学金受給状況●

種類	未修	既修	計
第一種奨学金	35	4	39
第二種奨学金	5	2	7
第一種奨学金・ 第二種奨学金併用	7	1	8
入学時特別増額貸与 奨学金	1	0	1

③その他の奨学金

本学を対象に提供される各種奨学団体からの推薦依頼など、多くの大学院生向け奨学金情報を学生に提供している。

④大学所有の寮（峰沢国際交流会館）への優先的入居

平成 24 年度入学者から、キャンパスに近接（徒歩 5 分）した大学所有の寮への優先的入居枠（3 人）を設け、低額な寮費、通学時間の短縮など、生活支援を含めた学生への勉強環境への支援を行っている。なお、平成 24 年度は 6 人の入居申込みがあった。

これ以外の学生生活に関する支援策として、次のような体制を整備している。

①健康診断と健康管理

毎年 4 月の中・下旬に学生の定期健康診断を実施するほか、保健管理センターでの健康相談・カウンセリングなども随時受け付けている。また、成績不振や学習のストレス等に基づく健康障害を防止するため、カウンセラーへの早期相談を促し、教員もオフィス・アワーの際の相談などから気がついた学生の状況については法曹実務専攻長にも情報を伝達し、法曹実務専攻長を中心に問題のある学生との面談を行うなどの対応をとっている。

②ハラスメント対策

セクシュアル及びキャンパス・ハラスメント相談員制度が整えられている。4 月のオリエンテーションの際に、学生にもパンフレットを配布して、キャンパス・ハラスメント対策と相談員、相談窓口などを周知している。



### ③「つながるくん」及び「なんでも相談室（学務部）」の設置

その他に学生生活・修学上の様々な問題について、学生が気軽に相談できるように「つながるくん」という目安箱を国際経済法学棟3階に設置しており、また「なんでも相談室」では学生センター2階（平日9:00～17:00）において、学業・学生生活・メンタルヘルス等、相談事項を限定せず、学生が日頃から知りたいこと、困っていること、改善して欲しいことなどの相談に対応している（本学ウェブサイト参照）。

### 3. 障害のある学生に対する支援

歩行障害を有する者に対しては、全学的な対策に取り組んでいる。全キャンパスをバリアフリーエリアとし、そのことをキャンパスマップに表示し、図や文字で具体的なアクセスマップがわかるようにしている（本学ウェブサイトのバリアフリーマップ参照）。また、身体に障害のある学生一般に対する支援の体制づくりを規則制定によって進めている（横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する規則第1条参照）。

平成24年度入学試験には、重度の身体障害（上下肢機能障害）を有する学生が受験し、1人が法学未修者コースに入学した。当該学生は常時車椅子を使用し、筆記補助者を帯同していることから、入学試験時の対応として、試験時間を2倍として、別室での受験を認める等の措置をおこなった。そして、入学後の学習のために次のように施設面での対応をし、基本的な施設及び設備の整備充実を図っている。

①正門から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。

②南通用門のバイク進入防止柵を電動車いす通行に支障がないよう改修するとともに、南通用門から国際社会科学研究棟までの間の電動車いすの通行に支障がある箇所について、段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。

③国際社会科学研究棟から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について車両進入防止杭の移設工事を行った。

④経営学研究棟及び法学研究棟の身障者用トイレにウォッシュレットを設置した。

⑤パソコンの音声認識ソフトを利用して自習する場合に院生自習室の他の学生の迷惑とならないよう、経営学研究棟の1室に当該者専用の自習室を設置した。

⑥経済学部講義棟1号館、及び、国際社会科学研究棟にある法科大学院授業のための教室について、車いすに対応するため、固定机を一部撤去し可動機を入れる工事を行った。

さらに、入学後の教務面での対応としては、教員に対しても小テスト、オフィス・アワーなどに際しての配慮を求め、実際には小テストの時間を延長するか、口頭試問に代えるか、レポートの提出で代替するか、などの措置がとられた。期末試験受験に当たっては、一般学生の試験時間の1.5倍の時間とし、音声入力による答案作成が必要であることから、別途監督員をつけ静謐な環境での受験をさせるために、試験場を別に用意する等の特別措置を実施している。

なお、今後も学年進行に応じた対応（ローヤリングや模擬裁判などの実習科目など）が必要になると思われるが、現在、学内において協議しつつ、支援体制の整備に努めている。

#### 4. 職業支援(キャリア支援)

アカデミック・アドバイsteam (AAT) の編成もなされている。実務家教員を含む AAT では、学生に指導・助言を行うほか、特に強い提携関係にある横浜弁護士会所属の実務家専任教員 2 人をはじめ、みなし専任教員などを介して、横浜弁護士会と連携して、学生の就職進路の決定支援などを行っている。

また、エクスターンシップ担当の横浜弁護士会所属の弁護士による参加学生に対する指導・助言及び本学法科大学院の修了生の団体である校友会（横浜国立大学法科大学院校友会）による就職活動に関する相談会なども開催し、様々な情報が学生に提供されるよう努めている。さらに、横浜弁護士会主催神奈川県内 4 法科大学院交流会を毎年年度末に実施し、他の法科大学院学生間の交流の機会も設けている。

授業科目である法曹倫理 I では、横浜地方裁判所・検察庁・弁護士会等を訪問見学し、質問討論する機会などを設けるとともに、法科大学院協会、日本弁護士連合会や官公庁、各法科大学院主催のシンポジウムなど、キャリア支援に役立つと思われる情報は、法科大学院系などを通じて、掲示やメール等により学生に周知を図っている。なお、新入生歓迎会や合格祝賀会などの折りには、本学修了生弁護士も多数参加し、様々な情報の提供が行われている。

司法試験に合格しながら法曹以外の道を選択した者は 2 人おり、未合格者のうち、例えば 5 人が一般企業に就職し、3 人が裁判所職員となっている。学生の多様な進路選択を可能とするキャリア支援の一貫として、選択科目の一つにリサーチペーパーを置いている。これは修士論文の作成が課されていない法科大学院の学生に対して、修士論文に相当する論文作成と審査を課すことで単位を認め、研究者を目指し、博士課程後期進学を希望する者に対する学習指導の役割を果たすものである。実際にリサーチペーパーの単位を取得した者は平成 19 年度及び平成 22 年度に各 1 人いる。

#### 5. 特長と課題

特長としては、以下のものが挙げられよう。

① 1 チームに専任教員 3 人でアカデミック・アドバイsteam を作り、各チーム各学年 5 人程度の学生に対し、履修相談、学習状況相談だけでなく、進路相談その他の相談が行われる体制を整えている。すべての教員が毎週 2 コマ分のオフィス・アワーを設けているほか、昼食時に教員が赴いて相談・懇談を受けることができるラウンジを設け、教員と学生が日頃から交流できるようにするとともに、教科その他の相談ができる体制をとっている。

② 障害をもつ学生に対しては、全学的な歩行障害対策のような施設・設備面の整備にとどまらず、研究室の提供、期末試験時間への配慮など修学上の支援体制も整えつつある。学年進行に従い、学内において協議しつつ、さらなる対応を行う予定である。加えて、実務高齢者・障害者問題などの開講により、ノーマライゼーションを推進する法曹を育成することに尽力している。

③ 進路相談先としても、実務家専任教員、派遣先の横浜弁護士会所属弁護士事務所、大学 0B 法曹と、複数の相談先を設けている。また、他専攻（主に国際関係法専攻）に属す

る本学留学生との交流が、キャリア形成に役立つよう、日常的な相互交流が可能となるような自習室の配置や機会を設けている。

他方、就職支援などの修了後の進路については、さらに多様な情報が提供できる体制をはじめ、就職支援のための組織体制の確立なども今後の課題である。アカデミック・アドバイスチームの活動にはチームによる違いが大きく、最低限の活動とは何かをFD委員会で検討し、FD会議で決していく必要もあろう。

## 第 8 章 教員組織

### 1. 教員の資格及び評価

現在のところ、本専攻は国際社会科学府に属するが、本年 4 月よりこれは国際社会科学府・国際社会科学研究院に改組される。学府は教育のために置く組織であり、研究院は研究のために置く組織である点が重要である。法曹実務専攻は国際社会科学府の一専攻として設置されることとなる。

法曹実務専攻を担当する教員は国際社会科学府に所属している。現在、法曹実務専攻では、入学定員 40 人、収容定員 120 人の学生数に対し、みなし専任教員 2 人を含めて 21 人の専任教員がいる。これに加えて、国際社会科学府の別の専攻である国際関係法専攻所属の兼任教員が 10 人おり、他大学の教員又は弁護士等を兼任している非常勤教員が 23 人おり、合計 54 人の教員で組織されている。

教員の内訳は、研究者たる専任教員として、憲法担当教員 2 人、行政法担当教員 2 人、民法担当教員 5 人、商法担当教員 2 人、民事訴訟法担当教員 2 人、刑法担当教員 2 人、刑事訴訟法担当教員 1 人、が配置されている（合計 16 人）。次に、実務家専任教員（みなし専任教員 2 人含む）として、法律実務基礎科目担当者 4 人（弁護士教員 3 人、検察官教員 1 人）及び基礎法学・隣接科目担当者 1 人（弁護士教員）が配置されている（合計 5 人）。これらの中には、それらの担当科目以外の科目を担当している者もいる。具体的には、例えば、憲法担当教員は、基礎法学・隣接科目の「比較憲法」も担当している。また、基礎法学・隣接科目担当の弁護士教員は実務基礎科目の「涉外弁護士実務」や、展開・先端科目の「国際取引法」なども担当している。

兼任教員としては、本研究科博士課程前期国際関係法専攻を担当する国経法系教員 10 人（国際法 2、国際私法 1、租税法 1、環境法 1、政治系科目 4、英語 1）が、基礎法学・隣接科目に属する科目と展開・先端科目 I・II 群に属する科目などを担当している。また、多数の非常勤教員がいる。展開・先端科目の開講については、横浜弁護士会所属の弁護士の中から当該専門分野を専門とする弁護士の推薦・派遣という協力が得られ、実数としても非常に多いことを特記したい。

専任教員の配置は、専攻分野に応じて、（1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、（2）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、（3）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者が配置されている。また、法律実務基礎科目担当には、弁護士教員 4 人、検察官教員 1 人が配置されている。

国際社会科学府内の組織たる法曹実務専攻を担当する専任教員の採用・昇任は国際社会科学府の審議事項である。これは、本年 4 月以降、国際社会科学府の審議事項となる予定である。

国際社会科学府教授会（以下、研究科教授会という）は、教員の採用及び昇任を国際社会科学府教授会代議員会（以下、研究科代議員会という）に委任している。研究科代議

員会は、教員の採用及び昇任を系委員会に委任している。研究科教授会には3つの系委員会（経済系委員会、経営系委員会、及び、国経法系委員会）が置かれ、その1つである国経法系委員会は、国際社会科学府研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、国経法系に属する者から構成される。

本年4月以降、法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考は、国際社会科学府教授会の審議事項であり、同時に、法曹実務専攻会議の審議事項となる予定である。すなわち、法曹実務専攻規則15条7項1号は「授業の担当及び教員の資格審査に関する事項」を専攻会議の審議事項と予定している。そこで、法曹実務専攻の独自性を確保するための制度として、研究科長は、法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考について審議するときは、あらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとされている。これにより、法曹実務専攻の独自性は保たれている。

国経法系委員会は、法曹実務専攻を担当する教員の採用及び昇任に関する基本的な規定として、すでに「国経法系教員の人事取扱いに関する内規」を有しているが、本年4月以降は「法曹実務専攻を担当する教員の人事取扱いに関する内規」を制定する予定である。同内規1条2項国経法系人事系委員会の成立要件、専任教員の採用及び昇任に関して業績審査委員会を設置すること等を定めている（採用に関して3条3項及び4項、昇任に関して5条5項を参照）。また、専任教員の昇任を審議する人事系委員会は、教授への昇任人事の場合は教授のみにより構成され、准教授への昇任人事の場合は教授及び准教授により構成される（5条1項）。なお専任教員の採用及び昇任の採決は無記名投票によることとしている（7条）。

次に、国経法系委員会は専任教員の採用及び昇任に関する細則として、すでに「国経法系専任教員の採用・昇任についての覚書」を有しているが、本年4月以降は「法曹実務専攻を担当する専任教員の採用及び昇任に関する覚書」を制定する予定である。この覚書は、専任教員の採用審査基準（2条）、及び、教授への昇任審査における研究業績の審査基準（3条3項2号）などについて定めている。

毎年度、専任教員に対して自己評価書の作成を課し、「自己評価書」を作成している。評価書の項目としては、専門分野等、研究活動（研究業績、学術賞の有無、競争的資金獲得等、学会その他での研究報告、学会活動など）、教育活動（担当授業、研究指導をした学生数、教育活動に関する受賞など）、学内運営、社会活動、それらを踏まえた自己評価の記載などから構成されている。

## 2. 専任教員の配置及び構成

本基準により本学法科大学院に置くことが必要な専任教員の数は12人であるところ、平成24年1月1日現在（以下の教員数も同様）、本学法科大学院には21人の専任教員が置かれている。専任教員は国際社会科学府研究科に所属し、法科大学院を担当する専任教員である。

専任教員21人のうち、16人が教授であり、本基準により置くべきものとされる専任教員の半数以上が教授である。

専任教員には、法律基本科目についてそれぞれ1人以上、合計で11人の研究

者教員が配置されているほか、実務家専任教員としては、弁護士教員4人、検察官教員1人が配置されている。すべての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

本学法科大学院の専任教員は、主に担当する授業科目の区分に従うと、法律基本科目担当教員16人、法律実務基礎科目担当教員5人である。このほか、国際関係法に属する兼任教員と非常勤教員が基礎法学・隣接科目や展開・先端科目、及び法律基本科目の「行政法Ⅱ」を担っている。本学法科大学院は、租税法務、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹の養成を理念としており、その理念を具体化すべく基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の充実にも力を入れているのである。租税法科目については法律基本科目担当の専任教員が、国際取引法については基礎法学・実務家専任教員が、比較憲法については法律基本科目担当の専任教員がそれぞれ担当している。この結果、法律基本科目と法律実務基礎科目を合わせた必修科目全体では、開講科目の単位数に対する専任教員担当科目の単位数の比率はほぼ100%に近い。

本学法科大学院の教育理念・目標に掲げた「視野の広い国際性に富んだ法曹や経済活動に関連する法領域、特に租税法務等の領域に専門的知識を有する法曹実務家を養成する」との観点から、租税法総論、比較憲法、アメリカ法などでは専任教員が講義を担当している。また、市民密着型の弁護士を目指す者が力点を置くべき、民法、商法、民事訴訟法、労働法、行政法などは原則として専任教員により担当されているほか、国際法Ⅰ、国際私法総論、社会保障法などの科目は、兼任教員により担当されている。また、実務消費者法、実務登記法などの実務関連科目では、特定分野に強い非常勤の弁護士教員等が担当している。

専任教員の年齢構成は、平成25年1月1日を基準日として、60歳代2人、50歳代9人、40歳代7人、30歳代2人となっており、50歳代及び40歳代の教員が中心となっている。

本学法科大学院には、5人の専任の実務家教員がおり、本学法科大学院があるべき専任教員の数（12人）の2割を超える比率となっている。

5人の実務家教員の実務経験及び担当授業科目は、下記の通りであり、いずれの教員も専攻分野における長年の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる。また、担当する授業科目は、その実務経験との関連性が強く認められる科目である。

実務家教員5人のうち2人は、それぞれ1年間について6単位の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本学法科大学院の組織・運営に責任を有する、いわゆる「みなし専任教員」である。専任の実務家教員5人のうち、弁護士の教員が4人、検察官の教員が1人で、いずれも法曹としての実務経験を有しており、基準8-2-4に適合する実務家教員の3分の2以上が確保されている。なお、法曹としての実務経験年数は、裁判官、検察官、弁護士などに分けて、下記の通りである。

実務家教員	実務経験年数
金子泰輔（検察官・弁護士）	検察官実務経験 9 年、弁護士実務経験 21 年
高橋健一郎（弁護士）	弁護士実務経験 15 年
田中誠一（弁護士）	弁護士実務経験 37 年
池田陽子（裁判官・弁護士）	裁判官実務経験 9 年、弁護士実務経験 23 年
山川景逸（検察官）	検察官実務経験 25 年

### 3. 教員の教育研究環境

本学法科大学院専任教員の年間総授業単位数（平成 24 年度）のうち、各教員の負担時間数は、平均すると 8.0 単位である。

専任教員のうち研究者教員において、授業負担が 20 単位を超えている者はいない。また、さらに他大学非常勤講師として担当する科目を加えても 20 単位を超える者はいない。実務家教員の法科大学院での授業負担は、他大学非常勤講師として担当する科目を加えるても 14 単位以下であり、20 単位を超える者はいない。

本学法科大学院を担当する国際社会科学研究所の専任教員は、国際関係法専攻を担当する国際社会科学研究所の専任教員とともに、本学国際社会科学研究所の国経法系を構成している。そこで、これらの教員全員に共通するサバティカル研修制度を設けるために、国経法系委員会では「サバティカル研修に関する内規」を制定している（以下、「サバティカル研修内規」という）。現行のサバティカル研修制度の主な内容は、本来の年間授業担当の 2 分の 1 を超えない範囲での授業担当免除及び 1 年間の学内行政負担の免除である。サバティカル研修の順位は原則として着任日を基準としており、これに基づいて対象となる者の順位を確定し、国経法系委員会において資料として配布している。本制度は、満 45 歳を境とする 2 つの年齢層から毎年度 1 人ずつの対象者を出すことを予定しており、特に、若い研究者に研修を重ねてもらうことを意図している。サバティカル研修修了後には、この間の研究成果を発表する義務がある。平成 24 年度には教授 1 人と准教授 1 人の合計 2 人が入り、平成 25 年度にも教授 1 人が研究専念期間に入ることが決定している。前者 2 人は、平成 25 年度春学期から再び授業を担当する予定である。

本学法科大学院の専任教員の教育・研究上重要な機能を担っているのは、法学資料室である。同資料室は、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで開室して利用に供されている。このうち、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までの時間帯には、司書資格を有し、法律に関する図書や法情報についての専門知識を持つ 3 人の非常勤職員が交替で勤務している。これらの職員は、図書・雑誌の整理、貸出業務等の本来の資料室職員としての業務をこなすほか、教員の依頼に応じて教材をコピーする等のサービス業務も行っている。また、月曜日から金曜日までの午後 5 時以降、及び土曜日の開室は、主として博士課程後期の学生である RA（現在は 3 人）に負っており、この RA は、正規の職員とともに、教材のコピーなどの教育研究の補助業務にも従事している。

#### 4. 特長と課題

特長としては、以下の点が特筆できる。

①入学定員 40 人、収容定員 120 人の学生数に比し、多くの専任教員を配置して少人数教育を実現している。法律基本科目のすべてに適切な指導能力を有する専任教員を配置した結果、ほとんどの法律基本科目、法律実務基礎科目を専任教員によって開講している。

②教員の採用、昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を評価できる体制が整えられている。採用、昇任の評価手続は適正なものであり、教員の研究・教育上の能力を丁寧に審査している。

③本学法科大学院は横浜弁護士会と、バックアップ・チームも含め、全面的な協力・提携関係にあり、同弁護士会から多くの専任・みなし専任・非常勤の弁護士教員の安定的な供給をえて、実務経験十分な実務家専任教員をみなし教員を含めて 5 人も配置している。

④教員の授業負担は適正な範囲内である。研究専念期間としてのサバティカル研修制度があり、同制度は、近年大幅改正を行い、より利便性の高い制度となっている。

⑤法学資料室には授業時間帯はもちろん、それ以外の時間帯にもスタッフを配置し、教員の研究及び教育の補助を行っている。

課題は特にない。



## 第9章 管理運営等

### 1. 管理運営の独自性

法科大学院の設置に伴って、平成16年度から運営体制を整備し実施している。平成25年度の国際社会科学府・研究院への改組に伴って、国際社会科学府規則を新たに制定し、法科大学院に関しては「横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則」という独自の規則を設ける予定である。

これまでの体制は下記の通りである。本学法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法曹実務専攻会議を置いている。この会議では、授業の担当及び教員の資格審査に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、成績評価、修了認定その他学生の在学に関する事項及び学位の授与に関する事項、中期目標、中期計画、年度計画に関する事項、これらの目標と計画の評価及び法科大学院認証評価に関する事項を審議する。

これにより、法科大学院の運営に関する重要事項を法科大学院が独自に審議して決定する体制を整えている。法曹実務専攻会議は、本学法科大学院を担当する教授、准教授（設立当初は助教授）及び講師により構成される。法曹実務専攻会議は月に1度（原則として第3月曜日。8月を除く）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。

本学法科大学院には、教育研究及びその運営に関する事項を総括するため法曹実務専攻長を置いている。法曹実務専攻長候補者は、法曹実務専攻会議において選出し、国際社会科学府教授会の承認を得るものとしている。この状況は、本年4月以降も、基本的には変わらない。特に、国際社会科学府教授会が法科大学院の運営に関する重要事項を審議する場合は、法科大学院の運営の独自性を担保するため、学府長があらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものと明文で定められる。

本学法科大学院において、教育課程の編成、学生の入学、成績評価、修了認定、学位の授与など学生に関する事項を所管するのは、社会科学系事務部法科大学院係である。この係は、法科大学院の事務を取り扱う常勤の係長1人、常勤職員1人のほか、非常勤職員1人によって、法科大学院学務関係に係る事務を担当している。

法科大学院に関する庶務、人事、会計などを所管するのは社会科学系事務部総務係及び会計係であるが、総務係長を中心に、法科大学院専任の常勤職員1人、会計係長、非常勤職員によって実施されている。また、入試業務や入学式・修了式等の行事の実施時には、上記法科大学院係、総務係、会計係全体で対応する体制を組んでいる。

横浜国立大学では、職員能力向上のために、スタッフ・ディベロップメントの強化・充実を積極的に図っている。総務・教務全般にかかる各種職員研修会や全学職員研修プログラムのみならず、階層別研修、知識・技能向上研修、海外研修、自己啓発支援等様々な研修を実施し、幅広い分野における能力の向上の一助となっている。

また、各職員は国立大学協会、国立大学財務・経営センター、関東地区学生生活連絡協議会等が主催する研修にも参加しており、大学職員としての質の向上を目指すのみならず、他機関職員とも積極的に関わりを持ち、活動の幅を広げることにより、多角的な

視野を持って日々業務に励んでいる。

横浜国立大学においては、大学資産及び毎年度の大学の予算を基礎に、各部局予算配分基準に基づき予算を配分している。各部局予算配分基準に基づき配分される予算とは別に配分される学内重点化競争的経費については、法曹実務専攻長が申請し、学長がヒアリングを行い、各経費の配分をしている。例えば、法曹養成支援体制の拡充に充て、それにより、特別講座、個別授業開催等を充実させ、法科大学院の教育活動を適切に実施している。さらに、身体障害者用研究室及びトイレの改修等を実施したことにより、学生の支援体制を整えることに努め、幅広い学生を受け入れている。それらをはじめとして、法学研究棟の大会議室を演習用に整備し、また、本学法科大学院のウェブサイトの構築を充実させたことは、法科大学院の教育活動を適切に実施するための一助となっている。

また、毎年度終了時には、決算書を作成し、計画に沿った執行がなされているかを確認している。なお、大学の予算・決算は学外委員を含めて構成される経営協議会で審議・承認されている。

## 2. 特長と課題

本学法科大学院は、法科大学院としての独自性を維持し、他部局はもとより、国際社会科学部研究科の他専攻からも独立した組織となっており、法科大学院の教育理念・目的に沿った運営ができています。また、法曹実務専攻長が決定を下す場合は、必ず法科大学院の専攻会議（法曹実務専攻会議）の議を経ることが必要である。これらの点で法科大学院の独自性が十分に確保されている。事務体制としては、法科大学院係が置かれ、法科大学院の教育に関する事項を所掌しており、この点でもその独自性が担保されている。

法科大学院係の事務職員の不足は否めない。昨今の大学改革の進行の中で、その増員を求めること困難な状況にあるが、できる限りの改善を求める必要がある。

## 第 10 章 施設、設備及び図書館等

### 1. 施設、設備及び図書館等

本学法科大学院では、教室に関しては、定員 100 人規模の教室（経済学部講義棟（以下「経済棟」という。）102）を用意し、休業期間中の集中講義を含めて法科大学院専用教室として利用している。演習室に関しては、30 人規模の演習室を、国際社会科学研究棟（以下「国社棟」という。）205 教室と、国際経済法学棟（以下「国経法棟」という。）202 教室に確保している。

民事・刑事模擬裁判は、本学法科大学院の所在するキャンパス内にある教育文化ホール中集会室で実施している。実施にあたり、模擬法廷用の家具を中集会室へ運び込み、模擬法廷室を設置している。この中集議室の設備面については、AV 機器を用いた授業にも対応可能なように、各種の機器（ワイヤレスアンプ、プロジェクター、OHP 等）を用意している。

本学法科大学院では、学生総人数分の指定席を用意した自習室を完備し（1・2 年次生は国社棟 3 階・4 階、3 年次生は経営学部講義棟（以下「経営棟」という。）2 号館 4 階）、年間 365 日毎日 24 時間の自習室利用を認めている。自習室には、総人数分の机と椅子・書架を用意しており、学生専用複写機も国社棟 4 階に 3 台、経営棟 4 階に 1 台、設置している。また、自習室は、法学資料室、横浜国立大学附属図書館と学内 LAN で常時接続されている。国社棟 3 階及び経営棟 4 階の各電算室には、併せて PC24 台、プリンター 4 台、スキャナー 3 台があり、24 時間利用可能である。

図書設備について、まず、横浜国立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が社会科学系の分野についても多数の図書・雑誌を揃えている。次に、国経法系組織に属するものとして、法学資料室がある。法学資料室は、法科大学院における教育・研究上必要不可欠の文献資料をほぼ網羅している（このほか、経済学部附属のアジア経済社会研究センターにもいくつかの法律雑誌がある）。法学資料室は、施設研究図書委員会によって運営され、本委員会の事務及び法学資料室の運営に携わる 3 人の非常勤職員（全員司書の資格有）が配置されており、外国語や法律関係情報調査の能力も備わっている。また、以下に示すように、必要十分な事務用機器が備え付けられている。

備品	数	備考
カラーコピー機	1 台	教職員用 1 台
コピー機	3 台	教職員用 1 台 学生用（プリペイド式・各自コピーカード式）各 1 台
パソコン	9 台	職員用 4 台、教員用ノート 1 台、学生用 4 台
プリンター	2 台	
製本機	1 台	
シュレッダー	1 台	

なお、インターネット上での文献検索については、研究室、自習室、自宅のいずれからもアクセス可能となっている。多くの電子媒体の文献情報が教員・学生の利用に供されている。

教員研究室として、国経法棟に 27 室（各 19 m<sup>2</sup>）と経済学部新研究棟 5 階に 8 室（各 20 m<sup>2</sup>）が専任教員用に割り当てられており、各専任教員に 1 室を確保している。また、非常勤講師・客員教授・客員准教授の研究室も経済学部 1 号館に 2 室を確保している。教員の個人研究室には、机、椅子、書架、電話・ファックス、ロッカー、PC、プリンターなど教員にとって必要な備品が標準的に整備されている。

教員が学生と面談することのできる独立したスペース施設として、教員室（19～20 m<sup>2</sup>）、国経法棟 305 会議室及び 306 教室並びに国社棟 3 階及び 4 階のラウンジを利用することが可能である。

## 2. 特長と課題

特長として、本学法科大学院は、年中 24 時間の利用が認められている学生自習室において在学中の学生全員に個人用の机と椅子を提供している点がまず挙げられる。修了後の自習室の継続的利用についても、科目等履修生などに限られるが、必要な座席数を確保している。無線 LAN 配備の学生自習室は、自学習の環境として不足はない。隣接する電算室でも 24 時間の PC 利用が認められている。

次に、教員研究室は、専任教員はもとより、非常勤講師、客員教授、客員准教授を含め、部屋数としては必要十分である。平成 24 年度に重度身障者が入学したため、入学前に必要な施設・設備の設置・移動工事を実施した。その結果、身障者が講義や演習を十分に受講できる施設・設備が整えられた点も特筆できる。

他方、本学では法律関係の部局等（国経法系）の歴史が相対的に浅いことから、電子媒体・紙媒体を問わず、図書・雑誌等のコレクションの整備は、今後も追求すべき継続的課題であると言わねばならない。

## 第 11 章 自己点検及び評価等

自己点検及び評価を継続的に行い、その結果を法科大学院における教育活動に効果的に活用するために「教育研究高度化委員会（FD 委員会）」を設けている。毎年、各教員の教育研究状況及び組織運営への参加状況を調査・収集し、これらに関する自己評価書（冊子体）を作成している。

本自己評価書では、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、修了者の進路及び活動状況が記載されている。また、本学法科大学院の設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価・進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況に関する事項が、全学もしくは本学法科大学院のウェブサイト上に公表されている。ウェブサイトでは、教員の最近 5 年間における教育上・研究上の業績や社会活動を示す事項が公表されている。